令和８年度
保育所・幼稚園等
入所・入園のしおり

令和８年４月～令和９年３月入所

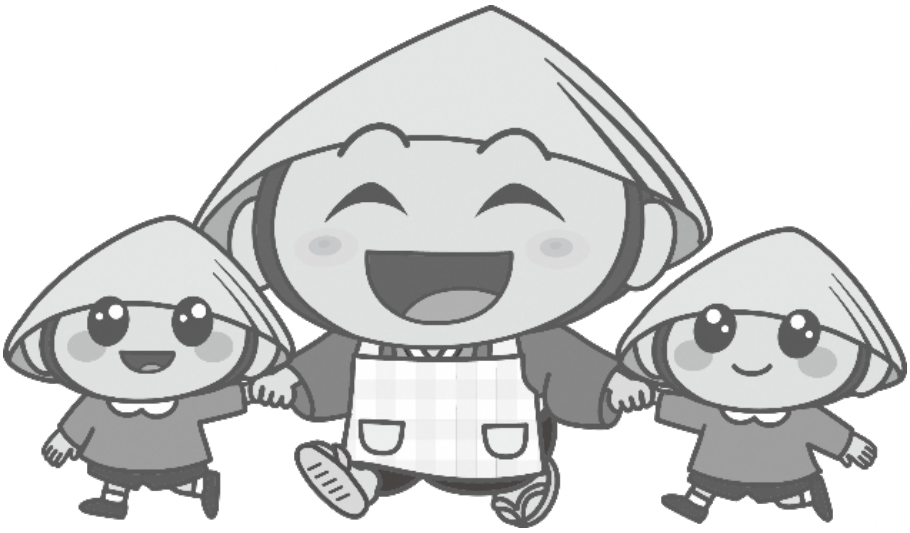

草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

草津市　幼児課

各子育て支援施設・事業形態の特徴一覧

● 保育所（園）

保護者の就労等により、家庭でこどもを保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行います。施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、概ね０～５歳児のこどもが対象です。お昼ごはんは給食です。利用者負担額は、世帯の市民税の課税状況・こどもの年齢・保育時間により決定します。入所については、各施設および市役所隣さわやか保健センター２階幼児課で受け付けています。

・保育時間（施設により開園・閉園時間が異なります）（延長保育も行っています）
保育短時間　　平日・土曜　　８時間まで（主に毎月の就労時間が６０時間以上の世帯）
保育標準時間　平日・土曜　１１時間まで（主に毎月の就労時間が１２０時間以上の世帯）

● 家庭的保育施設

保護者の就労等により、家庭でこどもを保育することができないと認められる場合に、保育士資格を持つ家庭的保育者が、自宅の一室を利用して少人数での保育を行います。対象年齢は概ね０歳６ヶ月～２歳児です。３歳児進級時には、希望する場合に連携保育所へ継続入所することができる場合があります。お昼ごはんは給食です。

保育短時間の範囲（8:30～16:30）のみの利用となります。利用者負担額については、保育所と異なりますので、P38 の草津市利用者負担額表（地域型保育施設）の家庭的保育施設の欄をご覧ください。入所については保育所と同様です。

・保育時間（施設により開園・閉園時間が異なります）（延長保育も行っています）
保育短時間　　平日　８時間まで（主に毎月の就労時間が６０時間以上の世帯）

● 小規模保育施設

保護者の就労等により、家庭でこどもを保育することができないと認められる場合に、保育士資格を持つ者が、ビルの一角などを活用して６～１９人のこどもを預かり、保育を行います。施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、概ね０～２歳児のこどもが対象です。お昼ごはんは給食です。利用者負担額・入所については、保育所と同様です。

・保育時間（施設により開園・閉園時間が異なります）（延長保育も行っています）
保育短時間　　平日・土曜　　８時間まで（主に毎月の就労時間が６０時間以上の世帯）
保育標準時間　平日・土曜　１１時間まで（主に毎月の就労時間が１２０時間以上の世帯）

● 認定こども園

●保育認定：保護者の就労等により、家庭でこどもを保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行います。施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、概ね０～５歳児のこどもが対象です。お昼ごはんは給食です。利用者負担額・入所については、保育所と同様です。

・保育時間（施設により開園・閉園時間が異なります）（延長保育も行っています）
保育短時間　　平日・土曜　　８時間まで（主に毎月の就労時間が６０時間以上の世帯）
保育標準時間　平日・土曜　１１時間まで（主に毎月の就労時間が１２０時間以上の世帯）

●教育認定：対象年齢は３～５歳児です。お昼ごはんは給食です。（一部、お弁当を持参いただく日があります）。学年始・夏期・冬期・学年末に、長期休暇があります。入園については、各園で受付を行います。預かり保育も行っています。

教育時間（公立園）　平日　８：３０～１４：３０　※１４：００降園開始
教育時間（私立園）　施設により開園・閉園時間が異なります。各施設に直接お問い合わせください。

● 私立幼稚園

対象年齢は満３～５歳児です（園によっては、２歳児からの受け入れを行っています）。入園手続きや保育料、入園料は園により異なります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。

※施設利用可能時間は、保育標準時間の認定を受けた場合は、１日１１時間までの範囲、保育短時間の認定を受けた場合は、１日８時間までの範囲となりますが、就労の要件で入所される場合、ご利用いただける時間は、原則「就労時間+通勤時間」です。また、就労以外の要件で入所される方においても、保育士が不足している現状を鑑み、可能な限り、早めのお迎えにご協力をお願いします。

入所・入園に関わるサイト集

募集情報（各種申請用紙ダウンロードもこちらから行えます）		
教育認定	**令和８年度　幼稚園および認定こども園（教育認定）の入園について** 草津市ホームページ＞子育て・教育＞保育・教育＞幼稚園・認定こども園	
保育認定	**令和８年度　認可保育施設の新規申し込み** 草津市ホームページ＞子育て・教育＞保育・教育＞保育所（園）	
	令和７年度、令和８年度　認可保育所（園）などの年度途中入所申込み 草津市ホームページ＞子育て・教育＞保育・教育＞保育所（園）	
空き情報		
認可保育施設の空き状況が確認できます。（毎月更新） 草津市ホームページ＞子育て・教育＞保育・教育＞保育所（園）		
幼児教育・保育の無償化について		
当しおりにも概要を記載しています（Ｐ８）が、詳しい内容を知りたい場合は、こちらの市ホームページをご覧ください。 草津市ホームページ＞子育て・教育＞保育・教育＞保育所（園） 草津市ホームページ＞子育て・教育＞保育・教育＞幼稚園・認定こども園 （各ページともに同じ内容です）		
電子申請サービス		
申請中の保育所入所申請の申請内容を、パソコン・スマートフォン（携帯電話）から変更することができます。 https://s-kantan.jp/city-kusatsu-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=340　〈草津市公式 LINE からもお手続きできます〉		
保育所・幼稚園等ガイドブック		
草津市内にある保育所（園）、幼稚園や認定こども園などの施設紹介や概要をご覧いただけます。 草津市ホームページ＞子育て・教育＞保育・教育＞保育所（園）		
市内保育所・幼稚園等一覧		
草津市内にある保育所（園）、幼稚園などの施設の概要や場所を地図上でご覧いただけます。 草津市ホームページ＞子育て・教育＞保育・教育＞市内保育所・幼稚園等一覧		

【目　　次】

１．草津市の就学前教育・保育の概要…… Ｐ　1
（１）草津市の就学前教育・保育 …… Ｐ　3
（２）入所・入園申込み …… Ｐ　3
（３）教育・保育給付認定 …… Ｐ　4
①教育・保育給付認定とは …… Ｐ　4
②教育・保育給付認定の区分 …… Ｐ　4
③保育必要量とは …… Ｐ　5
④保育を必要とする事由と認定期間 …… Ｐ　5
⑤教育・保育給付認定手続きの流れ …… Ｐ　6
⑥認定区分や事由、住所や氏名の変更 …… Ｐ　7
（４）幼児教育・保育の無償化について …… Ｐ　8
（５）特別な支援を必要とする児童のための教育・保育について …… Ｐ　9

２．認可保育施設…… Ｐ　11
（１）認可保育施設 …… Ｐ　13
①認可保育施設とは …… Ｐ　13
②保育時間 …… Ｐ　13
③土曜日の保育 …… Ｐ　13
④ならし保育 …… Ｐ　13
⑤給食とおやつ …… Ｐ　13
（２）入所申込み手続き …… Ｐ　14
①入所申込みをできるこども …… Ｐ　14
②入所申込みに必要な書類について …… Ｐ　15
③申請書提出・作成にあたっての注意事項 …… Ｐ　17
④年度当初の入所申込み手続き …… Ｐ　18
⑤年度途中の入所・転園申込み手続き …… Ｐ　20
⑥広域利用の入所申込み手続き …… Ｐ　21
（３）草津市保育所等入所（利用）選考基準表 …… Ｐ　22
（４）利用者負担額（保育料）…… Ｐ　24
①利用者負担額とは …… Ｐ　24
②利用者負担額の決定 …… Ｐ　24
③利用者負担額の納付 …… Ｐ　26
④世帯の状況等の変更による利用者負担額の再算定 …… Ｐ　26

（５）利用者負担額の軽減・減免 …… Ｐ 27
①国基準額からの軽減 …… Ｐ 27
②きょうだいがいる場合の軽減（多子軽減）…… Ｐ 27
③ひとり親世帯等の負担軽減 …… Ｐ 27
④実費徴収に係る補足給付事業 …… Ｐ 27
（６）草津市利用者負担額表（保育認定）…… Ｐ 28
（７）副食費について …… Ｐ 29
①副食費の実費徴収について …… Ｐ 29
②徴収免除について …… Ｐ 29
（８）その他の保育事業 …… Ｐ 30
①一時預かり保育 …… Ｐ 30
②延長保育 …… Ｐ 30

３．地域型保育施設…… Ｐ 33
（１）家庭的保育施設 …… Ｐ 35
（２）小規模保育施設 …… Ｐ 36
①小規模保育施設とは …… Ｐ 36
②保育所との違い …… Ｐ 36
（３）市内低年齢児までの認可保育施設卒園児の入所調整について … Ｐ 37
①３歳児以降の保育 …… Ｐ 37
②連携施設がある場合の優先的な入所調整 …… Ｐ 37
（４）草津市利用者負担額表（地域型保育施設）…… Ｐ 38

４．幼稚園…… Ｐ 39
（１）公立幼稚園 …… Ｐ 41
（２）私立幼稚園 …… Ｐ 41
①入園申込み …… Ｐ 41
②その他 …… Ｐ 41
③利用者負担額 …… Ｐ 41
④給食費（主食費・副食費）について …… Ｐ 41
⑤副食費について …… Ｐ 41

５．認定こども園…… Ｐ　43
（１）認定こども園 …… Ｐ　45
①認定こども園とは …… Ｐ　45
②認定こども園のタイプ …… Ｐ　45
③入所申込み等 …… Ｐ　46
④利用者負担額 …… Ｐ　47
⑤給食 …… Ｐ　47
⑥副食費の免除について …… Ｐ　48
⑦延長保育について …… Ｐ　48
（２）預かり保育 …… Ｐ　49

【参考】各書類の取得場所・記入者・提出先一覧 …… Ｐ　50

1. 草津市の就学前教育・保育の概要

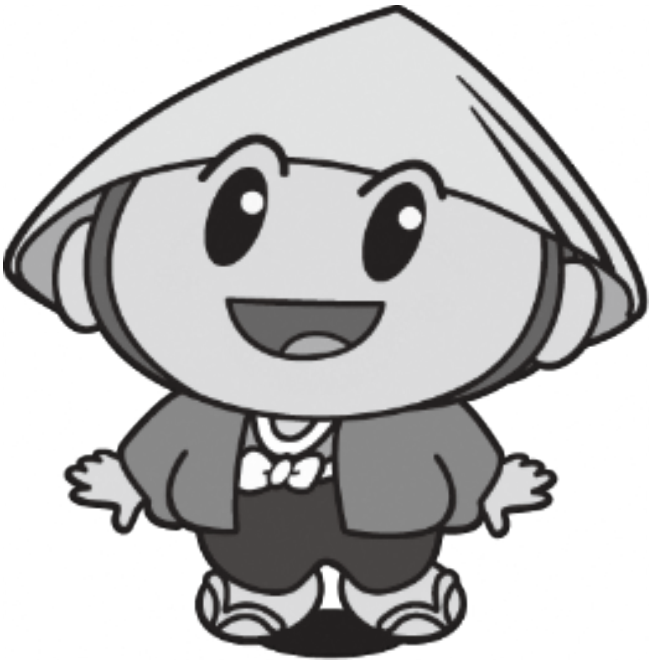

草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

（1） 草津市の就学前教育・保育（公立保育所・認定こども園）

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、その時期の教育・保育は人間としての生き方に大きく影響します。

乳幼児は生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達や社会性を身につけ、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。

このことをふまえて、本市では、下記の目標、めざすこどもの姿の実現に向けて取り組んでいます。

就学前教育・保育の目標　「心豊かでたくましく生きるこどもの育成」

めざすこどもの姿
- ＊ いのちを大切にするこども　《健康・体力》
- ＊ よく考え、主体的に行動するこども《学びの基礎力》
- ＊ 人と豊かにかかわるこども　《豊かな人間性》

（2） 入所・入園申込み

認可保育施設等に入所・入園するには、教育や保育の必要性を認定する「教育・保育給付認定（Ｐ４）」と、「入所（園）の申込」が必要です。（市内の私学助成のある私立幼稚園※に入園する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。）

年度途中の施設の入所・入園の申込方法の概要は以下のとおりです。

※　私学助成のある私立幼稚園：市内では若竹幼稚園、光泉カトリック幼稚園が該当します。

①　認可保育施設（保育認定）

認可保育施設（保育認定）の入所手続きは、各施設および草津市役所隣さわやか保健センター２階幼児課で受け付けております。締切は、入所希望月の前々月末日までとなっております（年末除く）。手続き方法は、保育所（園）・小規模保育施設・家庭的保育施設・認定こども園（保育認定）で共通となっております。詳細は、Ｐ１１～３８をご覧ください。

②　幼稚園・認定こども園（教育認定）

幼稚園・認定こども園（教育認定）の年度途中の入園手続きは、各園で随時受け付けております。新年度の令和８年度５月から入園を希望される場合についても、園ごとの募集となります。詳細は、Ｐ３９～４９をご覧ください。

≪こどもの送迎について≫

認可保育施設等のこどもの送迎については、保護者でお願いします。

（公立認定こども園（教育認定）は原則として、徒歩または自転車でお願いします。）

(3) 教育･保育給付認定

① 教育・保育給付認定とは

認可保育施設等で教育・保育を受けるために必要となる、「教育・保育の必要性」について、認定するものです。子ども・子育て支援新制度に基づき、認可保育施設等への入所・入園を希望する場合に、住民登録のある市町村に申請すると、認定証が交付されます。認定の変更手続や入所（園）が決定した施設に提示するなど、必要な場合がありますので、大切に保管してください。
※入所（園）を決定するものではありません。

② 教育・保育給付認定の区分

教育・保育給付認定は、こどもの年齢・利用を希望する施設の種類・保護者の状況（保育を必要とする事由Ｐ５）によって、１号認定・２号認定・３号認定のいずれかを受けることができます。

教育・保育給付認定の区分により、施設の利用可能時間（教育・保育時間）が異なります。（保育必要量Ｐ５（保育標準時間・保育短時間））

１号認定は教育認定です。
新制度に移行している私立幼稚園（※１）・認定こども園（教育認定）での教育を希望するこどもが対象となります。認定期間は満３歳以上から小学校就学前までです。

２号認定・３号認定は保育認定です。
保護者の就労や疾病などにより、認可保育施設等での保育を必要とするこどもが対象となります。保護者の働き方などの状況に合わせて、施設の利用可能時間である保育必要量（保育標準時間・保育短時間）が決定されます。
※ 保育の認定事由によって、認定期間が異なります。
２号認定 満３歳以上から就学前のこどもが対象となります。
３号認定 満３歳未満のこどもが対象となります。

《認定区分表》

主な施設	対象となるこども	認定区分	教育・保育時間（保育必要量）
私立幼稚園(新制度移行※１) 認定こども園(教育認定)	満３歳以上の就学前のこども	１号認定	教育標準時間
認可保育所(園) 認定こども園(保育認定)	満３歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とするこども	２号認定	保育標準時間 保育短時間
認可保育所(園) 認定こども園(保育認定) 家庭的保育施設（※2） 小規模保育施設	満３歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とするこども	３号認定	保育標準時間 保育短時間

※１ 新制度に移行している私立幼稚園：平成２７年から施行された子ども・子育て支援新制度へ移行している幼稚園（市内では信愛幼稚園・草津幼稚園が該当します。）

※２ 家庭的保育施設の保育時間は、保育短時間の範囲（８：30～16：30）のみです。

③　保育必要量とは

保育を利用する場合（２号認定・３号認定）は、保護者の働き方などの状況に合わせて、施設の利用可能時間である「保育必要量」が認定されます。

保育必要量には、保育標準時間と保育短時間の２種類があり、就労以外の認定事由についても、保護者の状況に応じて認定されます。

教育・保育時間	就労時間　※1	施設利用可能時間　※3
保育標準時間	１２０時間以上／月　※2	１１時間／日
保育短時間	６０時間以上／月	８時間／日

※１　就労時間には、休憩時間も含みます。
※２　申請日時点で草津市に住んでいる（住民登録がある）方については、保育標準時間の算定のみ通勤時間も含みます。
※３　施設利用可能時間は、保育標準時間の認定を受けた場合は、１日１１時間までの範囲、保育短時間の認定を受けた場合は、１日８時間までの範囲となりますが、就労の要件で入所される場合、ご利用いただける時間は、原則「就労時間+通勤時間」です。
開園・閉園の時間は、施設により異なります。

④　保育を必要とする事由と認定期間

こどもを養育する保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする事由」を備えるとき、その事由により必要な期間、認定を受けることができます。事由により必要な期間とは、その事由の開始日を含む月の１日から、終了日を含む月の末日までとなります。

事由ごとに必要な提出書類について　：　入所申込み手続きについて（Ｐ１４）

各書類の受取場所や記入者、提出先について　：　（参考）各書類の一覧（Ｐ５０）

No.	保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量 保育標準時間	保育必要量 保育短時間
1	就労※１	就労している期間（１２０時間以上／月）※２	○	○
		就労している期間（６０時間以上／月）		○
2	妊娠・出産	出産月を除いた産前２か月前から※３ 出産月を除いた産後６か月後まで	○	○
3	疾病・障害	事由による必要な期間	○	○
4	同居の親族の介護・看護		○	○
5	災害復旧		○	○
6	求職活動	認定希望月の初日から起算して３か月間		○
7	就学※１	就学している期間（１２０時間以上／月）※２	○	○
		就学している期間（１２０時間未満／月）		○
8	虐待・ＤＶ	事由による必要な期間	○	○
9	育児休業（取得時に保育利用していた場合）	育児休業取得期間 ※出産月を除いた産後６ヶ月後までは、「妊娠・出産」の事由で保育標準時間認定を利用可能です。		○
10	その他 ※市の処遇委員会において、認定されたこどもを入所させる場合など	事由による必要な期間	内容により区分を決定	

※１　就労・就学時間には、休憩時間も含みます。
※２　申請日時点で草津市に住んでいる（住民登録がある）方については、保育標準時間の算定のみ通勤・通学時間も含みます。
※３　多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の 14 週前の日が属する月から認定を受けることができます。

- 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、認定や入所決定の取消しまたは退所となる場合があります。
- 年に１回以上は現況の確認として、保育を必要とする事由に該当していることを確認します。そのため、就労証明書などを提出していただく必要があります。
- 保育を必要とする事由によっては、兄弟姉妹で保育の必要量が異なる場合があります。

⑤　教育・保育給付認定手続きの流れ

申請	こどもを養育する保護者のいずれもが、「保育を必要とする事由」を備えるとき、保育施設の利用（希望）申し込みをすることができます。 希望する保育施設等を決定し、必要書類を揃えて入所申込みを行ってください。（必要書類はＰ１５参照）

⇩

審査	申込書類について、市が審査を行います。申込書類に不足・不明な点がある場合は、市が保護者・勤務先等に電話で問い合わせをしたり、追加書類の提出をお願いしたりする場合があります。

⇩

交付	保育の必要量を決定（教育・保育給付認定）し、**支給認定証を交付**します。（併せて、希望した保育施設の選考結果を通知します。） 教育・保育給付認定については、区分の変更（「保育を必要とする事由」に変更）があった場合は、変更の申請が必要です。 また、既に保育施設を利用されている場合も、年に１回以上は現況の確認として、保育を必要とする事由に該当していることを確認します。

⑥　認定区分（保育必要量）や事由、住所や氏名の変更

保育短時間から保育標準時間といった保育の必要量を変更する場合や住所や氏名を変更した場合などには、変更の申請が必要です。

（例）
パートタイム→フルタイム（就労時間の変更による保育標準時間への変更）
求職活動　→フルタイム（事由の変更による保育標準時間への変更）
フルタイム　→求職活動　（事由の変更による保育短時間への変更）

市内転居や氏名変更　　（認定証記載内容の変更）
結婚・離婚・同居・別居等（世帯状況の変更）

認定にかかる変更の申請は、保育必要量に関係することから、できる限り早い時期に提出をお願いします。なお、変更後の認定期間の始期は、申請のあった月の翌月１日からです。

<table>
<tr><th colspan="2">変更の事例</th><th>添付書類</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">認定区分の変更</td><td>保育施設を利用（希望）中に、幼稚園等の利用を希望する場合（２号→１号）</td><td rowspan="2">なし</td><td>同時に前施設分の退園届が必要です。</td></tr>
<tr><td>幼稚園等を利用（希望）中に、保育施設の利用を希望する場合（１号→２号）</td><td>※新規申込書類一式が必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">保育が必要な期間の変更</td><td>求職活動⇔就労の変更</td><td>就労証明書
または求職活動をすることの誓約書（市様式）</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>就労→妊娠・出産</td><td>親子（母子）健康手帳の写し</td></tr>
<tr><td>妊娠・出産→育児休業</td><td>育児休業の期間、復帰予定日が明記された就労証明書（市様式）</td></tr>
<tr><td>妊娠・出産→就労</td><td rowspan="3">就労証明書（市様式）</td></tr>
<tr><td>育児休業→就労</td></tr>
<tr><td>就労期間の変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労時間の変更</td><td>就労証明書（市様式）</td><td rowspan="2">※保育必要量の変更がない場合、変更申請書は不要です</td></tr>
<tr><td colspan="2">就学時間の変更</td><td>就学証明書（市様式）
および
時間割の分かる書類</td></tr>
<tr><td>世帯状況の変更</td><td>こどもの父母および同じ住所地に住む祖父母について、家族構成が変わるとき（結婚・離婚・同居・別居等）</td><td>結婚の場合は、追加になる人の認定事由が確認できるもの</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所のみの変更</td><td>なし</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名のみの変更</td><td>なし</td><td></td></tr>
</table>

※その他、入所申込時の申込内容から変更がある場合には、変更の手続きが必要になる場合があります。

（4） 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する３～５歳児クラスのこどもの利用料は無償化の対象となります。（住民税非課税世帯は０～２歳児クラスも対象です。）

1 **認可保育施設**を利用する場合

保育所（園）、認定こども園（保育認定）、地域型保育施設、幼稚園・認定こども園（教育認定）

手続き不要です。
保育料は無料となります。
（保育認定のこどもが利用する延長の利用料は、無償化の対象外です。）

2 **認可外保育施設等**(※1)を利用する場合

認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、ベビーシッター

施設または制度ご利用前に手続きが必要です。
市から事前に**「保育の必要性の認定」**を受けなければ無償化の対象になりません。
【3～5 歳児クラス】月額 37,000 円まで無償
【0～2 歳児クラス】住民税非課税世帯のみ
月額 42,000 円まで無償

3 **私学助成のある私立幼稚園**(※2)を利用する場合

入園前に手続きが必要です。
【満 3 歳～5 歳児】月額 25,700 円まで無償

4 幼稚園・認定こども園（教育認定）または、私学助成のある私立幼稚園を利用し、さらに**預かり保育(※3)を利用**する場合

施設または制度ご利用前に手続きが必要です。
市から事前に**「保育の必要性の認定」**を受けなければ無償化の対象になりません。
【3～5 歳児クラス】
預かり保育料が日額 450 円まで無償
（月額 11,300 円まで）
【満 3 歳になった日から 3 歳児クラスになるまで】
＜住民税非課税世帯のみ＞
預かり保育料が日額 450 円まで無償
（月額 16,300 円まで）

預かり保育をうまく活用すれば、無償で８時間利用することもできるかもしれません。ただし、無償になる料金には上限額があります。また、おやつ代等の別途費用がかかる場合もあるため、希望の施設の預かり時間や日数、料金などはしっかり確認しましょう。

※1「認可外保育施設等」については都道府県に届出し、国が定める基準を満たす施設のみが無償化の対象になります。
※2「私学助成のある私立幼稚園」は市内では若竹幼稚園、光泉カトリック幼稚園となります。
※3 通所施設の預かり保育時間等が一定の基準よりも少ない場合は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になることがあります。（給付には手続きが必要です。）

「保育の必要性の認定」とは？

保護者すべてにいずれかの要件が認められる場合に、申請に基づき市が認定します。

＊就労（月60時間以上）
＊妊娠・出産
＊疾病・障害
＊同居親族の介護・看護
＊災害復旧への従事
＊求職活動・起業準備
＊就学
＊虐待やDVのおそれ
＊育児休業（取得時に保育利用している場合）
＊その他市が認める場合

- 必要な手続き等、詳しくは市が配布するリーフレットや、市ホームページをご覧ください。
- 保育料以外の実費（給食費（主食費・副食費）、教材費、行事費等）は無償化の対象外です。
- 私学助成のある私立幼稚園を利用される方は、入園料（月額に換算し、保育料と併せて 25,700 円まで）も無償化の対象です。また、世帯所得によっては副食費の徴収が免除になる場合があります。

幼児教育・保育の無償化についての詳細は、こちらの市ホームページから確認していただけます。
https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/ksodateoen/oshirase/yoji_free.html

（5） 特別な支援を必要とする児童のための教育・保育について

① 特別支援教育・保育について

草津市では、障がいや発達上の課題があるために、認可保育施設等の集団生活の中で特別な支援を必要とする児童のための教育・保育（特別支援教育・保育）を実施しています。通常の職員配置に加えて支援体制を手厚くする（「加配」）など、それぞれのこどもに必要とされる教育・保育内容と条件を整え、家庭と協力して支援を行います。

対象児	草津市特別支援処遇委員会において、認可保育施設等の集団生活の中で特別な支援（医療的ケアを含む）が必要と判断された児童。 ※障害者手帳や診断名の有無は問わず、生活の様子や発達検査結果等をもとに検討します。（医療的ケアが必要な児童については、別途医師の診断等が必要となります。）
対象施設	市内認可保育所（園）、公・私立認定こども園 ※私立認定こども園（1 号認定）については施設が直接入園決定をしますので、受け入れの体制など各施設にお問い合わせください。私立幼稚園での特別支援については、別途、各施設にお問い合わせください。
特別支援の内容	○職員配置を充実させることで、集団生活の中での児童の発達を個別に配慮します。 ○家庭と連携しながら「個別の支援計画」を作成し、施設内で支援内容を共有していきます。 ○発達支援センター職員が発達相談を実施し、保護者と園とともに児童の成長を確認します。 など

② 草津市特別支援処遇委員会について

上記の特別支援教育・保育を受けるために、その児童にどのような支援が必要なのかを「草津市特別支援処遇委員会」で審議します。その際、審議の参考とするために、発達相談（発達検査）を受けていただく必要があります。特別な支援を希望される方は、保育所等の入所申し込み書類の提出より前に、できるだけお早めに下記問い合わせ先にご相談ください。

＜草津市在住の方＞
市の発達支援センター等において、必要な方へ発達相談（発達検査）を実施しています。
相談を希望される方は下記までお問い合わせください。
発達支援センター （渋川福複センター３階 077-569-0353）

＜他市町村からの転入の方＞
前市町村や受診されていた医療機関等で発達検査を受けた方は、検査結果等の用意をお願いします（おおむね１年以内のもの）。発達検査を受けたことのない方は、発達支援センターにご相談ください。

＜医療的ケアを必要とする方＞
個別にご案内いたしますので下記までお問い合わせください。
幼児課 指導研修係（さわやか保健センター２階 077-561-6878）

③ その他

- 加配制度の利用を希望される方のうち、次年度４月入所予定の方については１０月～１２月に、途中入所の方は入所希望月の前月に、草津市特別支援処遇委員会で審議を行います。
- 保育所（園）、認定こども園（２・３号認定）の入所にあたっては、定員に空きがある状況でも、新たに加配職員を確保することが難しい場合など、施設の受入れ体制が整わない場合は入所決定できないことがあります。そのため、認可保育施設等に入所申込みいただく際は、可能な限り第2、第３希望まで施設名の記入をお願いしています。保護者の希望を尊重しながら調整できるよう努めておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

2.認可保育施設

草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

（1）認可保育施設

①　認可保育施設とは

保護者が働いているときや病気などのために家庭でこどもの保育ができないとき、その保護者に代わって保育する児童福祉施設です。利用には、保育の必要性の認定（P４「教育・保育給付認定」）が必要となります。

②　保育時間

施設利用可能時間は、保育標準時間の認定を受けた場合は、１日１１時間までの範囲、保育短時間の認定を受けた場合は、１日８時間までの範囲となりますが、就労の要件で入所される場合、ご利用いただける時間は、原則「就労時間+通勤時間」です。また、就労以外の要件で入所される方においても、保育士が不足している現状を鑑み、可能な限り、早めのお迎えにご協力をお願いします。

開園・閉園の時間は、施設によって異なります。

保護者の勤務時間等の都合で、通常の保育時間内にこどもの送迎が困難な方のために、施設ごとに時間を定めて**延長保育**を行っています。詳細は、Ｐ３０「その他の保育事業」をご覧ください。

③　土曜日の保育

土曜日の保育について、保護者の仕事がお休み等で家庭保育が可能な場合は、こどもとのふれあい等の時間を持っていただけるよう、家庭での保育にご協力をお願いします。

④　ならし保育

本市では認可保育施設に新しく入所されるこども（転園の場合を含む）には、「ならし保育」を行っていただいております。これは入所したこどもが、施設や保育士に徐々に慣れていただくための大切な期間です。「ならし保育」の期間は個人差もありますが、入所日から概ね１０日間程度が必要です。ならし保育期間中は、集団生活への適応等を目的として通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う場合があります。

就職日や育児休業復帰日などの関係から、この「ならし保育」期間が十分に取れない方は、就業開始月の前月から申し込むことができますので、入所申し込みをされる場合は、この期間を含んでお申し込みください。

なお、この「ならし保育」の期間も含め利用者負担額は月額が必要になります。

⑤　給食とおやつ

保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設と一部の家庭的保育施設では、こどもたちに給食を実施しています。栄養、嗜好的にも偏りがなく楽しく食事ができるように努めています。食物アレルギーで摂取食品の制限の必要があるこどもには、主治医の診断に基づき、集団給食の中で可能な範囲で食品の除去、代替を行っています。除去食や配慮食の内容については施設に確認してください。昼食のほかに、おやつを提供しています。なお、施設によって異なりますが、行事や園外保育等により、月に何回かお弁当を持参いただく日があります。

（2） 入所申込み手続き

① 入所申込みをできるこども

草津市に住んでいる（実際に居住し、住民登録がある）または、入所日の前日までに草津市に住んでいる（転入の場合は実際に引っ越しし、住民登録がある）こどもです。

＜受け入れ時期＞

保育所（園）・認定こども園	生後２～６ヶ月（施設により異なる）以上から就学前（一部２歳児までの場合あり）まで
家庭的保育施設	生後６ヶ月以上から２歳児まで
小規模保育施設	生後２～６ヶ月以上（施設により異なる）から２歳児まで

＜令和８年度クラス編成＞

クラス	該当する生年月日
０歳児クラス	令和７年４月２日以降に生まれた児童
１歳児クラス	令和６年４月２日～令和７年４月１日生まれ
２歳児クラス	令和５年４月２日～令和６年４月１日生まれ
３歳児クラス	令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれ
４歳児クラス	令和３年４月２日～令和４年４月１日生まれ
５歳児クラス	令和２年４月２日～令和３年４月１日生まれ

０歳児クラスを申し込む場合、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能月齢に達していないと希望できません。

各施設は随時見学を行うことができます。
保育の様子を見ていただいたり、保育方針等を聞いていただいたりできる機会になりますので事前の見学をお願いします。
※見学希望の場合は各施設に事前にお問い合わせをお願いします。

②　入所申込みに必要な書類について

入所申込みのほかに、教育・保育給付認定（Ｐ４）が必要となります。教育・保育給付認定は、そのこどもを養育する保護者のいずれもが、①～⑩の「保育を必要とする事由」を備えている場合に、保育必要量の認定（２号または３号）を受けることができます。

(1)、(2)は必須書類です。不足がないように注意してください。			
(1)　入所申込、教育・保育給付認定申請のための書類（1、2共に必須）			
1	保育所等入所（園）申込書		
2	教育・保育給付認定申請書（法第１９条第２号・第３号）		
(2)　保育の必要性を証明する書類（①～⑩のいずれか） ※　提出日から3か月以内に証明されたものをご提出ください。 ※　保護者いずれもの証明書が必要です。 ※　各種証明書類は、入所希望月の状況について記載が必要です。			勤務先に発行を依頼する必要があります。時間がかかりますので、早めにご準備ください。
保育を必要とする事由			必要書類
①	就労（１か月６０時間以上の就労）	会社勤務の方	・就労証明書（市様式） （共働きの場合、父母各１部が必要）
		自営業の方	・就労証明書（市様式）および確定申告書の写しなどの営業実態を確認できる書類 ※確定申告書は最新年分（税務署に提出済みのもの） 開業届の写し（開業まもなく確定申告未実施の方のみ） － 電子申告：送信票や受付通知の写しを添付 － 紙申告　：受付確認リーフレット（税務署で配布）を添付
②	妊娠、出産 （入所できるのは、出産月を除いた産前2か月※、産後6か月まで） ※多胎妊娠の場合は出産(予定)日の14週前の日が属する月から		・生まれる、または生まれた子の親子（母子）健康手帳の写し ⇒ 父母の氏名・子の出生の年月日または分娩予定日欄が必要 ・その他上記内容の分かる書類（診断書等）
③	疾病、障害		・診断書（市様式）または、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
④	同居の親族の介護・看護		・被介護者、被看護者の診断書（市様式）　または、各種手帳など（※1） ※1　被介護・看護者が、養護学校等に在籍しながらも日常生活において全介助、あるいは部分的な介助を必要とする場合、医師がその旨を明記した診断書（市様式）が必要。
⑤	災害復旧に従事		・災害の復旧にあたっていることが確認できる書類
⑥	求職活動、起業準備 （入所できるのは3か月まで）		・求職活動をすることの誓約書（市様式）
⑦	就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）		・就学証明書（市様式）または、その他就学を証明する書類および時間割や就学期間などが分かる書類
⑧	虐待やＤＶのおそれがあること		・公が発行する書類
⑨	育児休業取得時に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること （育児休業取得期間）		・育児休業の期間、復帰予定日が明記された就労証明書（市様式）または、育児休業の期間が確認できる書類
⑩	その他、上記に類する状態として市が認める場合 ・市の処遇委員会などにおいて、認定されたこどもを入所させる場合 ・その他家庭で保育ができないと客観的に認める場合		市が必要と認める書類 （事由による）

※　いずれも入所希望月中の状態を証明するものを提出してください。

⑶　以下に該当する方のみ提出が必要な書類　〔入所申込み時に必要なもの〕	
ひとり親の方	遺族基礎年金の証書・ひとり親家庭等福祉医療費受給券の写し等（離婚調停中の場合は直近の裁判所からの呼出状の写し等）

申込み後に「保育を必要とする事由」に変更がある場合は、速やかに変更の申請を行ってください。
入所決定後に、変更が判明した場合、入所できなくなることがあります。

【留意点】

① 教育・保育給付認定や入所（園）、利用者負担額は、月ごとの扱いとなります。

② 申込み時の「保育を必要とする事由」は、入所希望月中の状態を基準とします。月途中から就労や就学を開始する場合にも、月ごとの扱いとなります。

《入所希望月例》： ５月入所の申込み→５月中の状態
５月入所が決まらず翌月も入所の希望を継続する場合→６月中の状態

必要書類の様式は市ホームページからダウンロードしていただけます。
http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoiku/hoikuen/hoikusyomousikomi.html

③　申請書提出・作成にあたっての注意事項

⑴　本人確認について

申込みにあたっては、マイナンバーの記入が必要となります。提出いただく際に本人確認を行っておりますので、以下の書類を提示していただくようお願いします。

なお、マイナンバーをお知らせするための「個人番号通知書」はマイナンバーの確認および本人を確認する書類として使用できませんので、ご注意ください。

番号確認	本人確認
①　個人番号カード（顔写真付のカード）	
次のいずれか１つの書類 ②　通知カード（記載内容が住民票と全て一致している場合のみ使用可能） ③　個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書　　など	④　運転免許証やパスポート、身体障害者手帳など、顔写真付の公的機関が発行したもの （ⅰ氏名、ⅱ生年月日または住所が記載されているもの） ⑤　④が無い場合は以下のうち２点以上の書類 ・健康保険被保険者証　　・年金手帳 ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 ・その他顔写真なしの公的資料

⑵　代理人による申請について

申請者（保護者）でない方が書類の提出に来られる場合は、必ず次のものを窓口までお持ちください。

①　委任状（保護者の方がご記入ください）
②　申請者（保護者）の本人確認ができるものの写し
③　代理人の本人確認ができるもの
※　本人確認書類（の写し）は、上記⑴と同様です。不足がないように注意してください。

⑶　郵送での手続きについて

封筒の表面に朱書きで「保育所申込書在中」と記載のうえ、下記郵送先まで送付してください。

なお、郵送にあたっては、簡易書留や特定記録郵便等の配達状況が確認できる方法を強く推奨しています。

※郵送の場合、入所申込書類に加えて申請者の本人確認書類の写しが必要となります。

【郵送先住所】

〒５２５－８５８８　草津市草津三丁目１３－３０
草津市　幼児課　入所・入園係

- 申込については、事前に申込期日を確認のうえお申し込みください。また、４月入所申し込みについては１０月中旬頃から開始となります。申込期間以前に到着した申込書類は受付ができませんのでご注意ください。
- 申込期日を過ぎて書類が到着した場合や、書類不備等があり申込期日までに書類が整わない場合は、申込受付ができませんのでご了承ください。（受付期間必着）
- 書類不備等の場合、幼児課入所・入園係から電話にて連絡いたします。申請書に必ず日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
- 郵送事故等の場合、責任は負いかねますのでご了承ください。また到着確認のご連絡をいただいても、すぐに確認ができない場合があります。

⑷　その他留意事項

- 書類の記入は、鉛筆または消せるボールペンを使用しないでください。
- 書類に不備がある場合、原則、受付できません。期日までに余裕を持ってご提出ください。
- 申請の内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定や保育施設の利用の内定・決定を取り消します。
- 入所申込みは、年度内に限り有効となります。翌年度以降の入所については、新たに申込みが必要です。
- 修正する場合は二重線可。（訂正印不要）

④　年度当初（令和８年４月）の入所申込み手続き

Ｑ　申込みにあたって準備することは？

Ａ　保育所・幼稚園等施設ガイドブックで施設の保育内容等の情報を確認し、希望する保育条件と一致するかよく確認してください。施設に電話の上、見学を行うと、保育の様子を見学したり、アレルギー対応等の気になることを確認したりすることができますので、事前の見学をお願いします。

Ｑ　年度当初（令和8年４月）の入所申込みのスケジュールは？

Ａ　次の予定で進めています。なお、認定事務が集中することから、認定証の交付には最長で３月末まで時間を要する見込みですので、ご了承ください。

10/15～10/31	一次調整受付期間（集中受付日は下記参照）
～12/15	二次調整受付期間
１月中旬 頃	一次調整結果通知
２月中旬 頃	二次調整結果通知
～2/13	三次（最終）調整受付期間
3/10 頃	三次（最終）調整結果通知

年度当初（令和8年４月）の入所申込み受付期間について

申込み受付期間

令和7年10月15日（水）～31日（金）
※各教育・保育施設（第一希望先の施設）でも受付を行っています。

集中受付日時・受付場所

- **令和7年10月15日（水）、16日（木）　9時　から　16時45分　まで**
  草津市役所本庁舎2階　特大会議室中央エレベーター側
- **令和7年10月19日（日）、9時　から　16時45分　まで**
  草津市役所隣さわやか保健センター1階 視聴覚室

上記以外の受付日時・受付場所

令和7年10月17日（金）～31日（金）
9時　から　16時45分　まで
草津市役所隣さわやか保健センター2階　幼児課窓口

その他

- 令和7年度の申込みをしているにもかかわらず、現在も入所ができていない方で、引き続き、令和8年4月からも入所を希望される方は、上記「年度当初」の申込みも必要になります。
- 4月入所の場合で妊娠中からの入所申込みをお考えの場合は、草津市幼児課までお問い合わせください。

Ｑ　選考の方法は？

Ａ　入所希望者が募集人数を超えた場合は、入所申込書類に基づき、その保護者の保育要件・家庭の状況等を点数化（P22「草津市保育所等入所（利用）選考基準表」による）し、希望保育所などと調整・協議を行い、点数の高い順に入所の決定を行います。
　なお、点数が高い場合であっても、申込み多数の場合や施設の状況などにより、希望された保育所などに入所できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

入所決定の流れについて

◆　一次調整　【令和7年10月31日（金）締切】

⇒　結果通知（令和８年１月中旬頃）

一次調整締切日までに申込まれた方を対象に、入所選考を行います。
（ただし、求職中の方は二次調整から、広域入所の方は三次調整からになります。）
なお、入所要件の点数が高い場合であっても、申込み多数の場合や施設の定員に余裕がない場合などについては、保留になることがあります。
広域申込者のうち、市内に就労する「保育士等」および市内認可保育施設で勤務する「保育士等以外の者」の場合は、一次調整から入所選考を行います。

⇩

◆　二次調整　【令和7年12月15日（月）締切】

⇒　結果通知（令和８年２月中旬頃）

一次調整で保育を必要とする事由が求職中の方、一次調整で保留になった方および二次調整締切日までに申込まれた方を対象に入所選考を行います。

⇩

◆　三次調整　【令和8年2月13日（金）締切】

⇒　結果通知（令和８年３月１０日頃）

二次調整で保留になった方、広域申請の方および三次調整締切日までに申込まれた方を対象に入所選考を行います。
なお、三次調整で保留になった方で引き続き入所調整を希望される場合は、令和８年５月以降の各月において、引き続き入所調整を行います。

⇩

入　所

※　各施設で入所説明会を実施(令和８年２月～３月頃)

※　入所選考結果については、保護者あてに文書で通知します。なお、通知以前の電話などによるお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

⑤　年度途中（令和８年５月以降）の入所・転園申込み手続き

下記の期日までに、必要書類を幼児課または第一希望先の施設に提出してください。

入所希望先の施設については、事前に見学に行っていただく等により、所在地・方針・保育時間等を必ずご確認のうえお申し込みください。（見学は施設へ直接お問い合わせください。）

提　出　先　　草津市役所隣さわやか保健センター２階幼児課窓口または、第一希望の認可保育施設

＊　受付時間　　９時～１６時４５分（土曜、日曜、祝祭日を除く）

＊　施設に提出される場合、事前に施設への電話連絡等をお願いします。

期　　日　　入所希望月の前々月末日まで（年末除く）

月の末日が土・日・祝日の場合は、前開庁日が締切日です（年末除く）

令和８年度締切日一覧				
入所・転園希望月	締切日		入所・転園希望月	締切日
5月1日	3月31日		11月1日	9月30日
6月1日	4月30日		12月1日	10月30日
7月1日	5月29日		1月1日	11月30日
8月1日	6月30日		2月1日	12月25日
9月1日	7月31日		3月1日	1月29日
10月1日	8月31日			

提 出 書 類

（新規申込の場合）　Ｐ15をご覧ください

（転園申込の場合）　保育所等転所（園）申込書を提出してください

※転園申込は、第一希望のみ記入いただけます。第二希望以降については、利用調整に反映されませんのでご注意ください。

※転園後もならし保育が必要となります。

※転園が決定した場合、転園を辞退して現在在籍中の施設に引き続き在園することはできません。

※転園申込中の方で、転園希望月の「保育を必要とする事由」に変更がある場合は、各転園希望月の締切日までに教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳を提出してください。

入所決定の流れ

■　入所申込み提出　【入所希望月の前々月末日締切（年末除く）】

※　入所希望先等の変更・追加資料の提出(就労が決まった場合の就労証明書など)も上記締切日までです。
※　一度申込みをいただければ、入所が決定するまで毎月の提出は不要です。ただし、申請取り下げまたは入所決定辞退をされ、再度申請される場合には、再提出が必要です。
※　就労証明書の内容が変更となる場合は、再度、証明書を提出してください。

■　結果通知　【入所希望月の前月２０日頃に発送】

保護者あてに文書で、「入所承諾通知」または「入所保留通知（該当月の新規申込み者のみに送付）」を郵送します。
※　私立認定こども園、地域型保育施設は「利用調整結果通知」を郵送します。
※　通知以前の電話などによるお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

『入所保留通知』

保　留　（入所できなかった場合）

入所希望先等を変更する場合や入所申請を取り下げられる場合は、同封の書類を確認していただき、入所申請内容変更手続きを電子申請にてお願いします。
※　「入所保留通知」は、調整結果が出るよりも先にお渡しすることはできませんので、ご了承ください。
また、「入所保留通知」は申込み後一度しか送付されません。
以降の通知が必要な場合は幼児課に問い合わせが必要です。
なお、通知作成には7～１０日程度の時間がかかります。

入所申請内容変更
(電子申請または要来庁)

『入所承諾通知』

入　所

①　各施設で入所前に面談などを実施します。通知後、すぐに入所決定先へ電話などで連絡していただき、面談などの日程調整のうえ、施設と入所準備を行ってください。
※　私立認定こども園、地域型保育施設を利用する場合、施設と保護者の契約が必要となります。
②　翌月１日から入所となります。原則として、入所は各月初日、退所は各月末日となりますので退所される場合は、退所月の１０日までに退所（園）届の提出をお願いします。なお、各月初日時点で在籍していれば利用者負担額などは負担していただきますので、ご注意ください。

⑥　広域利用の入所申込み手続き
（草津市在住で他市の認可保育施設に申込む場合）

申込みの可否および申込可の場合の申込書類提出期限等は各自治体により異なります。入所希望施設所在地の自治体へ必ず事前相談を行ってください。
申込みにあたっての書類提出先は、草津市幼児課窓口となります。提出書類様式は主に草津市様式となりますが、自治体により異なる場合がありますので、入所希望施設所在地の自治体へご確認をお願いします。

提　出　先　　草津市役所隣さわやか保健センター２階　幼児課
＊　受付時間　　９時～１６時４５分（土曜、日曜、祝祭日を除く）

期　　日　　入所希望施設所在地の自治体により異なる

（3） 令和8年度草津市保育所等入所（利用）選考基準表

〇計算方法と入所（利用）決定

・保護者それぞれについて基礎点数を求めて、それを合算し、家庭毎の補正点数を加減算したものを当該児童の点数とし、その点数の高い順に入所（利用）の決定を行います。（同点となった場合は「優先項目」により判断します。）

【基礎点数】 ⇒保護者が児童を保育することが困難な理由ごとに、保育の必要性を点数化したもの。保護者それぞれにいずれかの点数がつきます。

基準	就労等の形態		父および母の状況	点数 父	点数 母
ア・イ	就労		月２０日以上かつ１日８時間以上	１０	１０
			月２０日以上かつ１日６時間以上８時間未満	８	８
			月１５日以上かつ１日６時間以上	６	６
			月１５日以上かつ１日４時間以上６時間未満	５	５
			上記以外で月６０時間以上	４	４
	就労先内定		就労証明書の提出有り	※上記に準じる	
			内定を証明する書類の提出有り	４	４
	求職中		ひとり親家庭で証明書類の提出有り（職業訓練中を含む）	１０	１０
			ひとり親家庭以外で証明書類の提出有り（職業訓練中を含む）	３	３
			その他	２	２
ウ	妊娠・出産		出産月を除く２か月前から出産月を除く６か月後まで	―	４
エ	育休(在園児のみ適用)		育児休業取得時に、姉・兄が既に保育を利用している場合	４	４
オ	疾病又は障害	入院等	日常保育は不可能	１０	１０
			日常保育の軽減が必要（週４～５日程度）	６	６
			日常保育の軽減が必要（週１～３日程度）	３	３
		心身の障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳１級有り	１０	１０
			身体障害者手帳3級、療育手帳B１、精神障害者保健福祉手帳２級有り	６	６
			身体障害者手帳４級以下、療育手帳B２、精神障害者保健福祉手帳３級有り	３	３
カ	親族の看護又は介護	看護	自宅・病院等での全介助を要する	１０	１０
			自宅での部分的な介助を要する	６	６
			通院等で付き添いが必要である	３	３
		介護	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A保有者、要介護認定3～5の介護等	１０	１０
			身体障害者手帳3級、療育手帳B１保有者、要介護認定2の介護等	６	６
			身体障害者手帳4級以下、療育手帳B2保有者、要介護認定１の介護等	３	３
キ・ク	その他	災害	災害・緊急事態等で児童の保育が出来ない場合	１０	１０
		就学	月120時間以上の就学（職業訓練中を含む）	６	６
			月120時間未満の就学（職業訓練中を含む）	４	４
		不存在	死亡・行方不明・拘禁・離婚・別居・未婚等	８	８
		その他	特別な支援を要する児童がいる場合（特別の支援を要する家庭を含む）	１０	１０
			その他明らかに児童の保育が出来ないと認める場合	１０	１０

【補正点数】 ⇒基礎点数以外での家庭の状況等を点数化したもの。該当する項目がある場合、点数がつきます。

項目	補正事項	点数
家庭の状況	特別な支援を要する児童・家庭、ひとり親家庭	＋4
	生活保護世帯	＋2
	求職中の内、生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（ひとり親家庭は除く）	＋2
	両親のいずれかが単身赴任中である	＋1
同居の祖父母あり	保育可能な65歳未満の祖父母がいる場合（一人につき）	－2
	保育可能な65歳以上75歳未満の祖父母がいる場合（一人につき）	－1
兄弟姉妹	家庭で保育している場合（一人につき）	－2
	兄弟姉妹が既に認可保育施設に在籍している場合	＋4
	兄弟姉妹が認可保育施設を新規に申込む場合	＋2
	認可保育施設に在籍する教育認定で施設等利用給付認定を有する児童の兄弟姉妹が認可保育施設を申し込む場合	＋4
	市内の低年齢児（0～2歳児）までの認可保育施設の卒園児（保育所継続利用の場合）の兄弟姉妹が認可保育施設を新規に申し込む場合	＋4
その他	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	-20
	その他、市長が特に認める場合	＋4
	特別な事情無く利用者負担額を滞納している場合	-15
	正当な理由無く同一年度内の入所決定を辞退した場合	-15
	市内の教育・保育施設、認可外保育施設等で就労している、または、就労する予定の「保育士等」	＋4
	市内認可保育施設で就労している、または、就労する予定の「保育士等」以外の者	＋1

【同点数時の優先項目】⇒優先判断事項。同じ点数の場合、以下の項目順に優先度を判断します。

優先順位		優先度高い↑	優先度低い↓
①	特別な支援を要する児童・家庭、ひとり親家庭	有	無
②	希望先順位	高	低
③	兄弟姉妹が既に同一の認可保育施設に在籍（教育認定で施設等利用給付認定を有する児童を含む）	有	無
④	基礎点数の高い児童	高	低
⑤	市外の保育施設や一時保育・認可外保育施設を利用し、既に就労を開始している	有	無
⑥	就労時間の融通性（時間拘束の度合い等）	有	無
⑦	児童の保育を支援できる親族等の有・無	無	有
⑧	入所待機の期間	長	短

（備 考）

（保育士等の優先について）

・「保育士等」とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師等を指します。

・市内認可保育施設の保育士等の配置状況に鑑み、当面の間、父母のいずれかが市内認可保育施設で就労している、または就労予定の保育士等で、「保育士就労に関する誓約書」を提出した場合のみ、新規申込時に限り最優先で入所調整を行います。（広域利用者含む）

（市内の低年齢児までの認可保育施設の卒園児の優先について）※詳しくはP.37をご覧ください

・市内の低年齢児（０～２歳児）までの認可保育施設の卒園児（保育所継続利用の場合）は、保育所継続児と同様にするため、上記の市内認可保育施設勤務の保育士等の調整後に、卒園児の入所調整を行います。その後、一般の入所申込み者の入所調整を行います。

（その他）

・入所（利用）申込みにおける点数の判定は、入所（利用）希望月を基準とします。

・兄弟姉妹にかかる補正点数が複数該当する場合は、いずれか高い方を加点します。（３子以上同時申込みの場合を除く）

・「特別な支援を要する児童」とは、処遇委員会で加配が必要と認められる場合のことを指します。

・「特別の支援を要する家庭」とは、児童虐待・ＤＶ等、緊急に児童の生命･安全を守る必要があると客観的に認められる場合や社会的養護が必要な場合として里親委託が行われている場合を指します。

・入所（利用）選考にあたって、前頁の計算方法で優先順位の決定が困難な場合は、その他保育を必要とする事由を総合的に判断し、優先順位を決定します。

・点数が高い場合であっても、申請者数や施設の状況等により希望された認可保育施設を利用できないことがあります。

・「保育可能な祖父母」とは、原則健康で不就労である場合のことを指します。

・「特別な支援を要する児童」または「特別な支援を要する家庭」に該当する場合、兄弟姉妹を家庭で保育している場合の減点は適用しません。

・「正当な理由無く同一年度内の入所決定を辞退した場合」の「正当な理由」とは、急きょ入所（園）予定の児童が長期入院することになった等、やむを得ない場合のことを指します。

・草津市民の入所調整後、施設に空きがあれば他市町村からの広域入所（利用）申請者の入所調整を行います。（市内に就労する「保育士等」および市内認可保育施設で勤務する「保育士等」以外の者を除く。）

申込児童Ａさんの場合

父：就労 21日/月、8H/日⇒ 基礎点数 10点

母：就労 20日/月、7H/日⇒ 基礎点数 8点

兄：市内認可保育施設Ｂに在籍 ⇒ 補正点数 ４点

Ａさんの合計点数 １０＋８＋４ ＝２２点

申込児童Ｂさんの場合

父：就労 18日/月、8H/日）⇒基礎点数 6点

母：妊娠中 ⇒ 基礎点数 4点

祖父：同居（６７歳、健康、不就労） ⇒補正点数 －１点

Ｂさんの合計点数 ６＋４－１ ＝９点

父の基礎点数
＋
母の基礎点数
＋
家庭状況等の補正点数
‖
合計点数

（4） 利用者負担額（保育料）

①　利用者負担額とは

子ども・子育て支援新制度は、消費税などを一部の財源として、乳幼児の教育・保育を社会全体で支える社会保障制度です。保育所や幼稚園等の運営に必要な経費は、国や県や市からの負担金や補助金等によってまかなわれています。

利用者負担額とは、施設の利用にあたって必要な経費の一部を、利用者が世帯の所得に応じて負担するというものです。

※３～５歳児クラスは無償となります。０～２歳児クラスについては、市町村民税非課税世帯のみが無償の対象となります。

②　利用者負担額の決定

（1）算定方法について

利用者負担額は住民登録上の世帯にかかわらず、こどもと生計を一にしている扶養義務者の市町村民税課税額の合計によって、階層区分を判定し、額が決定されます。階層区分ごとの具体的な額については、保育所（園）についてはP28を、地域型保育施設についてはＰ３８を参考としてください。

【算定方法】

ａ．入園年度４月１日時点の年齢

ｂ．世帯の市町村民税額を基準に、以下の期別ごとに保育料を決定します。

	第１期	第２期
保育料	令和８年度４月～８月分	令和８年度９月～３月分
保育料決定の対象となる市町村民税	令和７年度市町村民税（令和６年分の収入）	令和８年度市町村民税（令和７年分の収入）

※令和７年または令和８年１月１日に草津市に住民登録がない場合、税額のわかる書類の提出が必要な場合があります。（Ｐ２５～２６参照）

※市町村民税が未申告である等の理由により、本市において課税額が把握できず、階層区分が判定できない場合は、最高階層（最高額）で決定します。なお、課税に関する資料の提出があり、決定内容に変更がある場合は、当該年度中に限り、当初決定時点にさかのぼって再決定いたします。（差額が生じた場合は精算を行います。）

※結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により市町村民税額が変更された場合等には、当該年度中に限り、保育料を再計算します。
必ず幼児課（077-561-2365）までご連絡ください。

※政令指定都市において住民税を課税されていた方については、平成３０年度より市民税所得割額の税率が６％から８％に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を税率６％相当に換算のうえ、利用者負担額を算定いたします。

※施設に在籍していれば、利用日数を問わず利用者負担額などは１か月分ご負担いただきます。

※利用者負担額のほか、各施設によって教材費や行事費等の負担が必要です。

（2）算定に必要な書類の提出について

① 世帯の状況に関する書類 ※下記に該当する方のみ提出が必要となります。

世帯の状況等	必要書類
【ひとり親世帯】 児童扶養手当証をお持ちでない場合 （市町村民税所得割額７７,１００円以下の世帯に限る。）	遺族基礎年金の証書・ひとり親家庭等医療費受給者証の写し等（離婚調停中の場合は直近の裁判所からの呼出状の写し等）
【在宅障害者世帯】 （市町村民税所得割額７７,１００円以下の世帯に限る。）	障害者手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、療育手帳の写し、国民年金障害基礎年金証書の写し（在宅障害者世帯であることがわかる書類）
【第２子・第３子判定】	
入所・入園こどものきょうだいで、生計は一だが住民登録が異なる者がいる場合	生計申出書
入所・入園こどもの兄・姉が、私学助成のある私立幼稚園、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している世帯の場合	兄・姉の在園証明書

② 課税額を確認する書類

≪４月から８月入園の方≫

令和７年１月１日に父母ともに草津市に住民票があった

はい ⇒ 提出していただく書類はありません。
※税未申告（被扶養者を除く）の場合には、算定不能のため、最高階層で仮決定となりますので、必要な申告を行ってください。

いいえ ⇒ 下記の表に該当する場合は、算定書類の提出が必要です。

保護者の状況等	必要書類
令和７年度市町村民税未申告の場合	税申告のうえ、令和７年度の市民税・県民税課税台帳記載事項を証明するもの（課税（非課税）証明書等）
父母のいずれかが、市町村民税における配偶者の被扶養者で、税申告されていない場合 【対象期間】 令和６年１月１日から 令和６年１２月３１日まで	令和７年度の市町村民税額が確認できる以下の書類のいずれか Ａ 被扶養者の市民税・県民税課税台帳記載事項証明書 （非課税証明書） Ｂ 扶養者の配偶者控除が確認できる書類 〇会社員(特別徴収の方) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し 〇個人事業主の方など（普通徴収の方） 市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書 〇上記以外の方、上記の書類を紛失した方 市民税・県民税課税台帳記載事項を証明するもの（課税（非課税）証明書）
「教育・保育給付認定申請書（法第 19 条第１号）兼児童台帳兼入園申込書」にマイナンバーを記入いただけていない場合 ※家族の状況欄に、単身赴任等で別居の父母の状況を記入いただけていない方等を含む	マイナンバーを記入した教育・保育給付認定申請書兼児童台帳兼入園申込書 ※令和７年１月１日時点で、国内に住民票がある方で、令和７年度市町村民税が課税されている方に限ります。
海外収入がある場合 【対象期間】 令和６年１月１日から 令和６年１２月３１日まで	対象期間の収入を証明する書類（下記の内容を含むもの。） ①収入 ②社会保険料・生命保険料の控除額または支払額 ③配偶者控除・扶養控除

≪９月以降入園の方≫

令和８年１月１日に父母ともに草津市に住民票があった

はい → 提出していただく書類はありません。
※税未申告（被扶養者を除く）の場合には、算定不能のため、最高階層で仮決定となりますので、必要な申告を行ってください。

いいえ → 下記の表に該当する場合は、算定書類の提出が必要です。

保護者の状況等	必要書類
令和８年度市町村民税未申告の場合	税申告のうえ、令和８年度の市民税・県民税課税台帳記載事項を証明するもの（課税（非課税）証明書等）
父母のいずれかが、市町村民税における配偶者の被扶養者で、税申告されていない場合 【対象期間】 令和７年１月１日から 令和７年１２月３１日まで	令和８年度の市町村民税額が確認できる以下の書類のいずれか Ａ　被扶養者の市民税・県民税課税台帳記載事項証明書　（非課税証明書） Ｂ　扶養者の配偶者控除が確認できる書類 〇会社員(特別徴収の方) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し 〇個人事業主の方など（普通徴収の方） 市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書 〇上記以外の方、上記の書類を紛失した方 市民税・県民税課税台帳記載事項を証明するもの（課税（非課税）証明書）
「教育・保育給付認定申請書（法第 19 条第１号）兼児童台帳兼入園申込書」にマイナンバーを記入いただけていない場合 ※家族の状況欄に、単身赴任等で別居の父母の状況を記入いただけていない方等を含む	マイナンバーを記入した教育・保育給付認定申請書兼児童台帳兼入園申込書 ※令和８年１月１日時点で、国内に住民票がある方で、令和８年度市町村民税が課税されている方に限ります。
海外収入がある場合 【対象期間】 令和７年１月１日から 令和７年１２月３１日まで	対象期間の収入を証明する書類（下記の内容を含むもの。） ①収入 ②社会保険料・生命保険料の控除額または支払額 ③配偶者控除・扶養控除

③　利用者負担額の納付

保育所（園）等の利用者負担額は、毎月末日が納期限です。（末日が休日の場合は翌営業日）利用者負担額の納付については、各種公金と同様に原則「口座振替（自動払込）」としております。（取扱金融機関：滋賀銀行・関西みらい銀行・京都銀行・ゆうちょ銀行・JA レーク滋賀）

口座振替（自動払込）により納付されない場合は、幼児課から送付する納付書で金融機関の窓口、コンビニ、モバイル決済サービスでお支払いいただくことになります。

私立認定こども園、地域型保育施設の利用者負担額は、施設に直接お支払いいただきます。

④　世帯の状況等の変更による利用者負担額の再算定

結婚や離婚などにより世帯の構成に変更があった場合や勤務時間等が変わった場合、市民税の修正申告をおこなった場合などは、利用者負担額が変更となることがありますので、教育・保育給付認定の変更申請や変更届を提出してください。

なお、原則として、世帯の異動があった場合は、上記の申請等の翌月分から、利用者負担額を再算定します。

ただし、利用者負担額の再算定は現年度分に限りますのでご注意ください。

（5） 利用者負担額の軽減・減免

①　国基準額からの軽減

草津市では子育て世帯の負担軽減を図るため、国の定める利用者負担額より、保護者負担割合を軽減しています。

②　きょうだいがいる場合の軽減（多子軽減）

就学前までの範囲内にこどもがいる世帯において、下記保育施設等（※）をきょうだいで同時利用している場合は、第２子の利用者負担額が半額となります。

（※）保育施設等

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部に在園もしくは情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援を利用

また、P28または P38の利用者負担額表の階層区分 A から C4 上段まで（ひとり親世帯等は階層 C6 まで）の世帯については、保育施設等の同時利用の有無にかかわらず、生計を一にするきょうだいのなかで、第２子以降のこどもが軽減の対象となります。

さらに、市独自の取り組みとして、上のきょうだいの年齢（保護者と生計を一にしている場合）や世帯の所得に制限を設けず、第３子以降の利用者負担額が無料となります。

③　ひとり親世帯等の負担軽減

ひとり親世帯または在宅障害者世帯について、P28または P38の利用者負担額表の階層区分 C1 から C6までの世帯においては、第１子は利用者負担額軽減、第２子以降は無料となります。

④　実費徴収に係る補足給付事業

保育所（園）、私立幼稚園（新制度移行）、認定こども園、地域型保育施設等における利用者負担額以外の実費徴収費用（教材費、行事費等）について、P28または P38の利用者負担額表の階層区分 A の世帯においては、世帯の負担軽減を図るため、こども一人当たり月額2,７００円を上限に、その費用の一部を給付する事業です。

別途申請が必要となりますので、詳しくは草津市幼児課までお問い合わせください。

（6） 令和8年度　草津市利用者負担額表（保育認定）

◇　利用者負担額は、公私立保育所（園）および公立認定こども園は、市で徴収を行います。
私立認定こども園は、直接施設が徴収を行います。

（月額：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					本市利用者負担額						
					0・1・2歳児						3歳児以上
					保育標準時間			保育短時間			
階層区分	定義		2人目のきょうだいカウント		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯または児童福祉法第６条の４に規定する里親である保護者		年齢制限なし（ひとり親世帯等を除く）	年齢制限なし（ひとり親世帯等に限る）	0	0	0	0	0	0	無償化対象
B1	市町村民税非課税世帯で母子・在宅障害者等の世帯				0	0	0	0	0	0	
B2	市町村民税非課税世帯				0	0	0	0	0	0	
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）				9,700 (3,000)	4,850 (0)	0	9,500 (3,000)	4,750 (0)	0	
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額が 22,800円未満			12,800 (3,000)	6,400 (0)	0	12,500 (3,000)	6,250 (0)	0	
C3		22,800円以上 48,600円未満			13,500 (3,000)	6,750 (0)	0	13,200 (3,000)	6,600 (0)	0	
C4		48,600円以上 57,700円未満			22,400 (3,000)	11,200 (0)	0	22,000 (3,000)	11,000 (0)	0	
		57,700円以上 60,700円未満	小学校就学前まで（ひとり親世帯等を除く）		22,400 (3,000)	11,200 (0)	0	22,000 (3,000)	11,000 (0)	0	
C5		60,700円以上 72,800円未満			23,700 (3,000)	11,850 (0)	0	23,200 (3,000)	11,600 (0)	0	
C6		72,800円以上 77,101円未満			25,200 (3,000)	12,600 (0)	0	24,700 (3,000)	12,350 (0)	0	
C7		77,101円以上 84,900円未満		小学校就学前まで（ひとり親世帯等に限る）	25,200	12,600	0	24,700	12,350	0	
C8		84,900円以上 97,000円未満			26,600	13,300	0	26,100	13,050	0	
C9		97,000円以上 115,000円未満			38,100	19,050	0	37,400	18,700	0	
C10		115,000円以上 133,000円未満			40,300	20,150	0	39,600	19,800	0	
C11		133,000円以上 151,000円未満			42,200	21,100	0	41,400	20,700	0	
C12		151,000円以上 169,000円未満			44,200	22,100	0	43,400	21,700	0	
C13		169,000円以上 235,000円未満			53,700	26,850	0	52,700	26,350	0	
C14		235,000円以上 301,000円未満			54,500	27,250	0	53,500	26,750	0	
C15		301,000円以上			62,100	31,050	0	61,000	30,500	0	

※1　階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年の3月は当年度分の市町村民税により決定します。
※2　市民税所得割額は、住宅借入金特別控除、寄附金税額控除や配当控除等の税額控除適用前の金額で算定します。
※3　原則として、両親の課税額の合計より階層区分を決定しています。ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、祖父母の課税額も含めて階層を決定します。
※4　生計を一にする世帯内3人目以降のお子様は利用者負担額が免除（0円）となります（表太枠内）。
※5　C1～C6の階層に属し、ひとり親・在宅障害者等の世帯は、（　　）内の金額となります。
※6　課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は最高階層（C15）で利用者負担額を決定する場合があります。
※7　市民税所得割額の確認方法については市ホームページでご確認ください。

（7） 副食費について

① 副食費の実費徴収について

保育園や認定こども園の給食費（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自らの自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。**（給食費は各施設が料金を設定・徴収します。）**

② 徴収免除について

幼児教育・保育の無償化に伴って、これまで保育料に含まれていた「副食費」について、下の表で『免除』となっている部分に該当するこどもは、徴収が免除されます。

※ **０～２歳児のこどもについては、給食費は保育料に含まれているため、別途負担はありません。**

保育園・認定こども園（保育利用） ＜3 歳児クラス以上の現２号認定のこども＞				
階層区分	第１子	第２子	第３子以降	第３子カウント方法
市民税所得割額 57,700 円未満	免除	免除	免除	—
77,101 円未満の ひとり親・在宅障害者等	免除	免除	免除	
市民税所得割額 97,000 円未満	—	—	免除	生計を一にする最年長のこどもから順にカウント
市民税所得割額 97,000 円以上	—	—	免除	小学校就学前の範囲において最年長のこどもから順にカウント

※ 副食費免除対象者の保護者の方に、草津市から免除通知を送付します。

※ 施設に在籍していれば、利用日数問わず副食費などは１か月分ご負担いただきます。

※ 小学校就学前の範囲において第３子をカウントする場合は、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部に在園もしくは情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援を利用しているこどものなかでのみカウントします。

（8）その他の保育事業

①　一時預かり保育

保護者が就労や病気、冠婚葬祭などのため、一時的にこどもを家庭で保育できない場合に、代わって保育する制度です。時間、費用などについては、実施施設へ直接お問い合わせください。

実施施設一覧については施設ガイドブック「困ったときに」をご覧ください。

【URL】
https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoiku/hoikuen/guidebook.html

施設ガイドブック

②　延長保育

通常の保育時間では、保護者などが、勤務時間や通勤時間などの事情により、こどもを送り迎えできない場合に、ご利用いただく制度です。保育必要量ごとの利用可能な保育時間（保育標準時間：１１時間まで、保育短時間：８時間まで）を超える場合は、延長保育料が発生します。料金は保育必要量や施設によって異なります。

(1)　**実施施設**　　公立幼稚園型認定こども園を除いた市内認可保育施設で実施しています。
(2)　**申込方法**　　各施設に、お申し込みください。
　　延長保育実施にあたっては、各施設の承諾が必要となります。
(3)　**延長保育時間と料金**
　私立保育園・認定こども園・地域型保育施設については「保育所・幼稚園等施設ガイドブック」の各施設の紹介のページをご覧ください。
　公立保育所・幼保連携型認定こども園については次ページをご覧ください。

【公立保育所・公立認定こども園の延長保育料（幼稚園型認定こども園除く）】

保育必要量	延長保育時間	延長保育料金	
保育標準時間	１８：１５～１９：００	月額　2,５００円	日額　２００円
保育短時間	①　１６：３０～１７：１５	月額　2,０００円	日額　１５０円
	②　１７：１５～１８：１５	月額　2,０００円	日額　１５０円
	③　１８：１５～１９：００	月額　2,５００円	日額　２００円

※　利用日数１０回以下は日額料金、１１回以上は月額料金での利用となります。

※　保育短時間の場合、①・②・③、それぞれの時間を１回の利用とカウントし、各日額または月額料金をお支払いいただきます。

保育標準時間認定の場合

１８：１５～１９：００が延長保育時間です。

１ヶ月のご利用回数が１１回以上の場合の料金は、月額2,５００円です。

１ヶ月のご利用回数が１０回以下の場合の料金は、日額２００円×利用日数です。

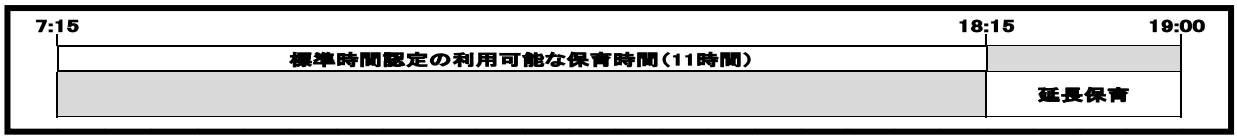

保育短時間認定の場合

①　１６：３０～１７：１５、②　１７：１５～１８：１５、③　１８：１５～１９：００

各時間について、別々に延長保育料金がかかります。

１ヶ月のご利用回数が１１回以上の場合の料金は、

①月額2,０００円、②月額2,０００円、③月額2,５００円です。

１ヶ月のご利用回数が１０回以下の場合の料金は、

①日額１５０円×利用日数、②日額１５０円×利用日数、③日額２００円×利用日数です。

○　短時間認定での延長保育の利用例

Ａのケース　①日額 150 円×５回 ＝ 750 円

（お迎えが、①16:30～17:15までの日が５日の月）

Ｂのケース　①月額 2,000 円 ＋ ②日額 150 円×５回 ＝ 2,750 円

（お迎えが、①16:30～17:15までの日が 10 日、②17:15～18:15までの日が５日の月）

Ｃのケース　①月額 2,000 円 ＋ ②月額 2,000 円 ＋ ③日額 200 円×５回 ＝ 5,000 円

（お迎えが、②17:15～18:15までの日が 10 日、③18:15～19:00 までの日が５日の月）

Ｄのケース　①月額 2,000 円 ＋ ②月額 2,000 円 ＋ ③月額 2,500 円 ＝ 6,500 円

（お迎えが、③18:15～19:00 までの日が１１日以上の月）

3. 地域型保育施設

（家庭的保育施設・小規模保育施設）

草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

（1） 家庭的保育施設

家庭的保育施設とは、児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく認可保育事業で、保育士の資格を持つ家庭的保育者が、自宅の一室等を保育室として活用し、保育所保育指針や市の定める設備・運営基準に基づき、低年齢のこどもを対象に家庭的な雰囲気の中で少人数の保育を行う施設です。

人格形成に重要な影響を与える乳幼児の時期に、通常の生活が行われている個人の居宅等で、家族や兄弟姉妹のいるような家庭的な雰囲気の中、こどもの成長と発達をきめ細やかに見守ることができます。

入所の基準や手続きは、認可保育施設で共通となっています。詳しくはＰ１４をご覧ください。

対象乳幼児	入所日現在で草津市に住民登録をしている０歳児（概ね６ヶ月）から２歳児まで
保育人数	１保育室　３～５人程度
保育場所	家庭的保育者の自宅等
保育体制	家庭的保育者と家庭的保育補助者で保育をします。 （ただし、こどもが１名の場合は除きます）
家庭的保育者	保育士資格を持ち、保育経験または子育て経験があり、家庭的保育に関する専門的な研修を受講後、市が認定した者。
家庭的保育補助者	家庭的保育に関する専門的な研修を受講後、市が認定し、家庭的保育の補助業務を行う者。
保育実施日 保育時間	月曜日から金曜日の８時間までの保育を原則とします。 （国民の祝日・１２月２９日から１月３日までを除く） ※土曜日の保育はありません。延長保育の有無・時間については各保育室で違います。 ※保育標準時間認定の方も、保育短時間の範囲（8:30～16:30）のみの利用となります。
食事	外部搬入給食を実施しています。（一部、お弁当・おやつを持参いただく施設があります。）
連携施設	健康診断や交流保育、家庭的保育者が休暇などにより保育ができない場合の代替保育などを実施します。 ３歳児以降について、家庭的保育施設ごとに指定する連携施設に入所することが可能です。 ※ただし、施設によっては、受入れ数に限りがある場合や、受入れがない場合などがあります。詳しくは施設にお問い合わせください。

（2） 小規模保育施設

①　小規模保育施設とは

小規模保育施設とは、児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく認可保育事業で、保育士の資格を持つ人が、ビルの一角などを活用して６～19 人のこどもを預かる保育施設で、0～2 歳児のこどもが対象となります。

利用者負担額（保育料）は、保育所（園）と同じ金額が適用され、徴収は各施設が行います。

また、利用者負担額（保育料）以外の費用（延長保育料、教材費など）は、施設が独自で定める額をお支払いいただきます。それらの金額や詳細については各施設にお問い合わせください。

入所の基準や手続きは、認可保育施設で共通となっています。詳しくはＰ１４をご覧ください。

②　保育所との違い

職員数や保育室の面積基準などは認可保育所と同等以上で、給食も各施設で提供します。

なお、小規模保育施設は施設の都合上、園庭がないこともあります。その場合は、安全に遊べる公園を使用するなど、代替地の利用が認められています。

また、こどもの健康診断や、園庭開放、合同保育などを支援する「連携施設」を開園時から確保するよう義務付けています。

なお、小規模保育施設は子ども・子育て支援新制度において新たに位置付けられた事業であることから、市職員が巡回を行い、保育の質の向上を図っています。

対象乳幼児	入所日現在で草津市に住民登録をしている０歳児（２～６ヶ月）から２歳児まで（受入開始時期は施設によって違います）
保育人数	6～19 人程度
保育場所	ビルの一角など
保育時間	保育所と同じく、教育・保育給付認定の保育必要量によって、保育短時間が８時間まで、保育標準時間が１１時間までとなっています。 保護者の勤務時間等の都合で、通常の保育時間内にこどもの送迎が困難な方のために各保育所（園）とも時間を定めて延長保育を行っています。
食事	給食を実施しています。

(3) 市内低年齢児(0～2歳児)までの認可保育施設卒園児の入所調整について

① ３歳児以降の保育

３歳児以降も継続して保育所等の利用を希望される場合は、３歳児になるタイミングで新規の入所申込みをしていただく必要があります。「連携施設」に３歳児以降の受け入れを行う卒園後の受け皿が確保されている場合、連携施設への入所調整については、次のとおりの取り扱いとなっております。

また、連携施設を希望先とする、しないに関わらず、市内の低年齢児（０～２歳児）までの認可保育施設の卒園児は、選考基準表のとおり優先的な入所調整を行います。

② 連携施設がある場合の優先的な入所調整

卒園後の受け皿がある連携施設を希望されている場合については、最優先で利用調整を行います。

なお、新規の入所申込みにあたっては希望園を第３希望まで記入していただくことができますが、連携施設への優先的な入所を希望される場合は、連携外の施設より上位に連携施設を記入していただく必要があります。

※ 連携施設への優先的な利用調整は、４月当初申込み（原則、一次調整）の場合のみ適用となります。

※ 連携施設の卒園後の受け皿の有無については各施設へお問い合わせください。

○ 優先の有無の判定パターン

パターン①

希望順	希望先		
	連携先	連携外	
第1希望	○		優先
第2希望		○	
第3希望		○	

パターン②

希望順	希望先		
	連携先	連携外	
第1希望	○		優先
第2希望	○		優先
第3希望		○	

パターン③

希望順	希望先		
	連携先	連携外	
第1希望	○		優先
第2希望		○	
第3希望	○		優先なし

パターン④

希望順	希望先		
	連携先	連携外	
第1希望		○	
第2希望	○		優先なし
第3希望	○		優先なし

連携外が上位にあるため優先なしとなります

（4） 令和8年度　草津市利用者負担額表（地域型保育施設）

◇　利用者負担額は、直接施設が徴収を行います。

（月額：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					本市利用者負担額								
					小規模保育施設等						家庭的保育施設		
					保育標準時間			保育短時間			保育標準時間および保育短時間		
階層区分	定　　義		2人目のきょうだいカウント		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯または児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者		年齢制限なし（ひとり親世帯等を除く）	年齢制限なし（ひとり親世帯等に限る）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市町村民税非課税世帯で母子・在宅障害者等の世帯				0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯				0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）				9,700 (3,000)	4,850 (0)	0	9,500 (3,000)	4,750 (0)	0	5,800 (1,800)	2,900 (0)	0
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額が 22,800円未満			12,800 (3,000)	6,400 (0)	0	12,500 (3,000)	6,250 (0)	0	7,600 (1,800)	3,800 (0)	0
C3		22,800円以上 48,600円未満			13,500 (3,000)	6,750 (0)	0	13,200 (3,000)	6,600 (0)	0	8,100 (1,800)	4,050 (0)	0
C4		48,600円以上 57,700円未満			22,400 (3,000)	11,200 (0)	0	22,000 (3,000)	11,000 (0)	0	13,400 (1,800)	6,700 (0)	0
		57,700円以上 60,700円未満	小学校就学前まで（ひとり親世帯等を除く）		22,400 (3,000)	11,200 (0)	0	22,000 (3,000)	11,000 (0)	0	13,400 (1,800)	6,700 (0)	0
C5		60,700円以上 72,800円未満			23,700 (3,000)	11,850 (0)	0	23,200 (3,000)	11,600 (0)	0	14,200 (1,800)	7,100 (0)	0
C6		72,800円以上 77,101円未満			25,200 (3,000)	12,600 (0)	0	24,700 (3,000)	12,350 (0)	0	15,100 (1,800)	7,550 (0)	0
C7		77,101円以上 84,900円未満		小学校就学前まで（ひとり親世帯等に限る）	25,200	12,600	0	24,700	12,350	0	15,100	7,550	0
C8		84,900円以上 97,000円未満			26,600	13,300	0	26,100	13,050	0	15,900	7,950	0
C9		97,000円以上 115,000円未満			38,100	19,050	0	37,400	18,700	0	22,800	11,400	0
C10		115,000円以上 133,000円未満			40,300	20,150	0	39,600	19,800	0	24,100	12,050	0
C11		133,000円以上 151,000円未満			42,200	21,100	0	41,400	20,700	0	25,300	12,650	0
C12		151,000円以上 169,000円未満			44,200	22,100	0	43,400	21,700	0	26,500	13,250	0
C13		169,000円以上 235,000円未満			53,700	26,850	0	52,700	26,350	0	32,200	16,100	0
C14		235,000円以上 301,000円未満			54,500	27,250	0	53,500	26,750	0	32,700	16,350	0
C15		301,000円以上			62,100	31,050	0	61,000	30,500	0	37,200	18,600	0

※1　階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年の3月は当年度分の市町村民税により決定します。

※2　市民税所得割額は、住宅借入金特別控除、寄附金税額控除や配当控除等の税額控除適用前の金額で算定します。

※3　原則として、両親の課税額の合計より階層区分を決定しています。ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、祖父母の課税額も含めて階層を決定します。

※4　生計を一にする世帯内3人目以降のお子様は利用者負担額が免除（0円）となります（表太枠内）。

※5　C1～C6の階層に属し、ひとり親・在宅障害者等の世帯は、（　　）内の金額となります。

※6　課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は最高階層（C15）で利用者負担額を決定する場合があります。

※7　市民税所得割額の確認方法については市ホームページでご確認ください。

4. 幼稚園

草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

（1） 公立幼稚園

公立幼稚園につきましては、全て幼稚園型認定こども園に移行しています。
入園の申込み方法や教育時間等につきましては、Ｐ４３からの「認定こども園」のページを参照してください。

（2） 私立幼稚園

① 入園申込み

申し込み対象となるのは、4月１日現在において**３歳から５歳**のこどもです。申込みの際は、入園を希望する幼稚園に直接お申し込みください。また、年度途中の入園などの詳細については、直接各幼稚園にお問い合わせください。

② その他

その他、送迎等の詳細については、各幼稚園にお問い合わせください。

③ 利用者負担額

＜新制度に移行している私立幼稚園※１＞

⑴ ３歳～５歳の保育料は無償ですが、教材費、行事費などの諸費の負担が必要です。
⑵ 入園料が必要な場合、無償化の対象外となります。

＜私学助成のある私立幼稚園※２＞

⑴ ３歳～５歳の保育料は月額 25,700 円まで無償ですが、教材費、行事費などの諸費の負担が必要です。
⑵ 入園料が必要な場合、入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。（月額に換算して、保育料と併せて月額 25,700 円まで）

※１ 新制度に移行している私立幼稚園：平成２７年から施行された子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園（市内では信愛幼稚園・草津幼稚園が該当します。）
※２ 私学助成のある私立幼稚園：私学助成を受けて運営している私立幼稚園（市内では、若竹幼稚園、光泉カトリック幼稚園が該当します。）

④ 給食費（主食費・副食費）について

施設により金額が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

⑤ 副食費について

私立幼稚園で負担いただく副食費について、次の対象に当てはまる場合は、月額 4,900 円までの範囲で給付金や補助金の支給があります。

・市民税所得割額 77,101 円未満の世帯のこども
・市民税所得割額 97,000 円未満の世帯の第３子以降のこども
（生計を一にする最年長のこどもから順にカウント）
・小学３年生以下の範囲で最年長のこどもから順にカウントして第３子以降のこども
（市民税所得割額の要件なし）

※対象の方には、別途手続きの案内をします。

5. 認定こども園

草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

（1） 認定こども園

①　認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。さらに、園に通っていないこどもやその保護者も、子育て相談などの子育て支援が利用できます。

申込みや利用者負担額（保育料）等の基本的な部分は、保育所機能をご利用の場合（保育認定）は認可保育所と同じです。幼稚園機能をご利用の場合（教育認定）はＰ４６～４８のとおりです。

なお、幼稚園機能をご利用の場合（教育認定）は施設に直接申込みになります。

認定こども園の特徴～幼稚園と保育所、両方の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行います～

◆こどもたちが同じ時間を過ごします

３歳児以上（※1）の全てのこどもが、保育の必要性（就労等）の有無に関わらず、共通時間（おおむね２時頃まで）を過ごし、成長や発育に必要な同じ経験をします。

保育を必要とするこども《保育認定》

保育を必要としないこども《教育認定》

◆地域の子育てを支援します

子育て相談や未就園児活動など（※3）

通園していないこども（未就園児）

◆必要な保育を提供します

就労等により、家庭で保育のできない時間については、保育を提供します。（※2）

※1　0～2 歳児は保育を必要とするこどものみの受入れです。（幼保連携型のみ）

※2　私立認定こども園の保育内容等については施設にお問い合わせください。

※3　子育て支援のメニューは施設により異なります。

②　認定こども園のタイプ

市内には、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園と保育所型認定こども園の３つのタイプの認定こども園があります。

【幼保連携型認定こども園】

幼稚園と保育所の機能を一体的に併せ持った施設です。

【幼稚園型認定こども園】

幼稚園をベースにして保育所の機能も備えた施設です。

【保育所型認定こども園】

保育所をベースにして幼稚園の機能も備えた施設です。

園生活の例

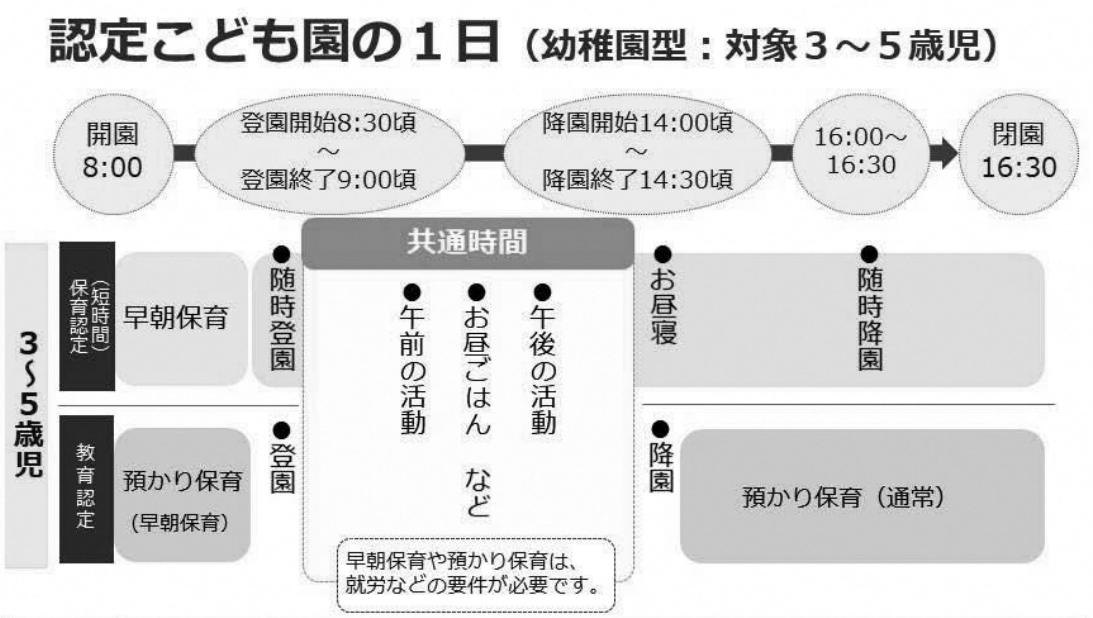

休園日	保育認定	日・祝日、年末年始（12/29～1/3）
	教育認定	土・日・祝日、学年初め休業日（4/1～4/8）、夏季休業日（7/21～8/25）、冬季休業日(12/24～1/6)、学年末休業日（3/25～3/31）

※お昼寝は３歳児のみです。

③　入所申込み等

(1)　教育認定

・公立認定こども園

入所申込み

申込対象となるのは、草津市に住んでいる（実際に居住し、住民登録がある）または、入園日の前日までに草津市に住んでいる（転入の場合は実際に引っ越しし、住民登録がある）３～５歳児のこどもです。申込みの際は、入園を希望される施設に直接お申し込みください。ただし、入園希望者が募集人員を超える場合は、抽選により入園決定をします。抽選漏れとなってしまった方は、定数に空きのある施設に入園していただくことも可能です。

なお、年度途中の入園の場合でも、定数に空きがある場合は入園していただくことができます。

また、申込みにあたっては、マイナンバーの記入が必要となります。提出の際は、本人確認を行っていますので、顔写真付きの公的資料（運転免許証等）１点か写真なしの公的資料２点を併せて持参ください。（P１７参照）

通園区域

通園区域の指定はありません。どの施設にでも入園の申込みをしていただけますが、申し込むことのできる施設は１園のみです。

教育時間

８時３０分から１４時３０分（１４時降園開始）までです。

休業日

学年始休業日　　４月　１日～４月　８日
夏季休業日　　７月２１日～８月２５日
冬季休業日　　１２月２４日～１月　６日
学年末休業日　　３月２５日～３月３１日

年度当初の募集の流れ（公立）

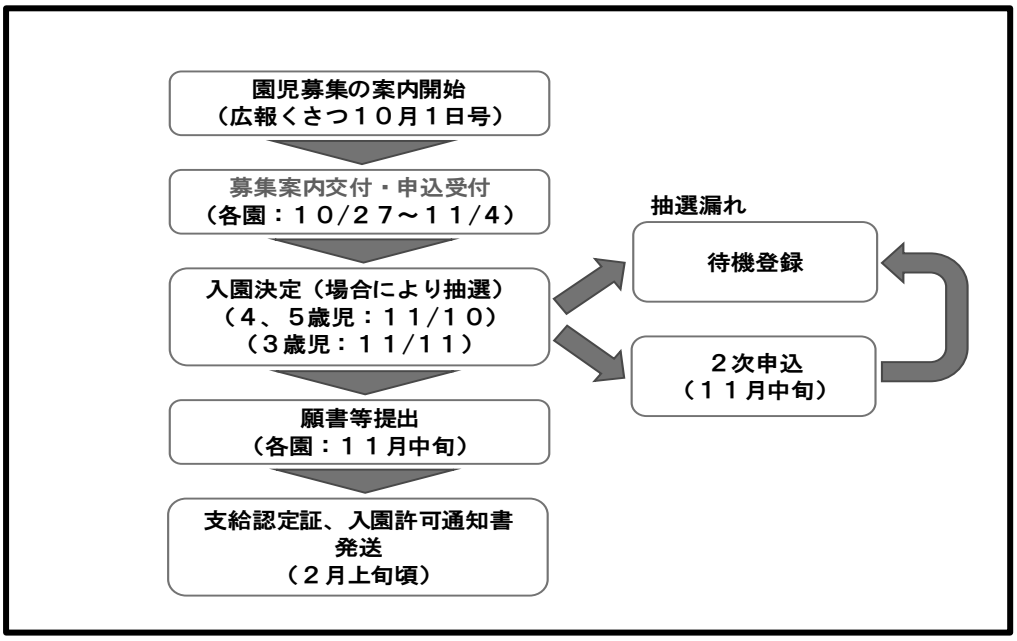

・私立認定こども園

入所申込等

各施設に直接お申し込みください。また、その他通園区域や教育時間等の詳細については、各施設にお問い合わせください。

⑵　保育認定

公立・私立ともに認可保育施設（Ｐ１４）と同様

④　利用者負担額

⑴　教育認定　無償
⑵　保育認定　認可保育施設と同様
※給食費、教材費、行事費などの諸費の負担は必要です。

⑤　給食

⑴　公立認定こども園

教育認定	主食費 500 円、副食費 3,050 円
保育認定	主食費 730 円、副食費 4,500 円

⑵　私立認定こども園

施設が定める額を、施設が徴収します。

⑥　副食費の免除について

保育園や認定こども園の給食費（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自らの自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。**（給食費は各施設が料金を設定・徴収します。）**

・徴収免除について

幼児教育・保育の無償化に伴って、これまで保育料に含まれていた「副食費」について、下の表で『免除』となっている部分に該当するこどもは、徴収が免除されます。

⑴　**保育認定**　認可保育施設と同様（Ｐ２９参照）

⑵　**教育認定**

認定こども園（教育利用）　＜１号認定のこども＞				
階層区分	第１子	第２子	第３子以降	第3子カウント
市民税所得割額 77,101 円未満	免除	免除	免除	―
市民税所得割額 97,000 円未満	―	―	免除	生計を一にする最年長のこどもから順にカウント
市民税所得割額 97,000 円以上	―	―	免除	小学校３年生以下の範囲において、最年長のこどもから順にカウント

※　副食費免除対象者の保護者の方には、草津市から免除通知を送付します。

※　施設に在籍していれば、月途中の入園でも副食費などは１か月分ご負担いただきます。

※　小学校就学前の範囲において第３子をカウントする場合は、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部に在園もしくは情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援を利用しているこどものなかでのみカウントします。

⑦　延長保育について

⑴　公立認定こども園

幼保連携型認定こども園	公立保育所と同様（P31 参照）
幼稚園型認定こども園	延長保育の実施なし

⑵　私立認定こども園

各施設により異なりますので、施設ガイドブック参照の上、利用されている施設に直接お問い合わせください。

（2） 預かり保育

教育認定の在園児を対象に、通常の教育課程終了後および教育実施日以外の日（土曜日・長期休業等）に一時的にこどもをお預かりするものです。

私立認定こども園・幼稚園での預かり保育については、各施設に直接お問い合わせください。

公立では下記の１０施設で預かり保育を実施しています。**預かり保育の利用要件、申込み方法等は『預かり保育のしおり』をご覧ください。**

公立認定こども園預かり保育実施施設（予定）

施設名	所在地	連絡先	定員
笠縫東こども園	平井三丁目８－２	５６４－６５９５	２０名（※１）
志津こども園	青地町８４５	５６２－０１４７	
山田こども園	南山田町６７２－２	５６２－１３４０	
玉川こども園	野路九丁目６－６３	５６４－００４３	
常盤こども園	志那中町２７８	５６８－１０５３	
老上こども園	矢橋町４	５６２－６３２０	
笠縫こども園	上笠一丁目６－１	５６２－６２７５	
矢倉こども園	矢倉二丁目５－２１	５６６－７２２２	
草津中央おひさまこども園	草津三丁目１３－１０	５６２－７１８０	
矢橋ふたばこども園	矢橋町８８８－１	５６３－１２６６	１５名（※１）

※１　令和７年７月時点の予定です。詳細は各施設へお問い合わせください。

預かり保育実施日時および利用料金

保護者すべてに保育の必要性がある場合、預かり保育の利用料は無償となります（おやつ代は保護者負担）。無償化の手続きは P8 をご覧ください。

利用区分	実施日	時間	料金
通常	教育実施日（月～金）	教育課程終了後（降園時刻の３０分後）から１６：３０まで	日額５００円 （うち、おやつ代１００円） ※１４：３０以降の利用の場合のみ、おやつ代１００円がかかります。
長期休業	夏季休業・冬季休業・学年末休業の期間中 ※土曜日は除く	８：３０から１６：３０まで	
土曜※	土曜日		
早朝	預かり保育実施日（土曜、長期休業含む）	８：００から８：３０まで	

【参考】　各書類の取得場所・記入者・提出先一覧（それぞれ年度毎に提出してください）

様式・書類		取得・発行	記入者	提出先	備考
入所申請時	教育・保育給付認定申請書(法第19条第1号)兼児童台帳兼入園申込書	幼児課 各施設	保護者	幼児課 各施設	公立認定こども園（教育認定）・私立認定こども園（教育認定）・新制度に移行している私立幼稚園に入園される場合、提出してください。
	教育・保育給付認定申請書(法第19条第2号・第3号)兼児童台帳	幼児課 各施設 ※	保護者	幼児課 各施設	認可保育施設に入所（園）を希望される場合、提出してください。
	保育所等入所（園）申込書		保護者	幼児課 各施設	
無償化に係る認定申請時	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）	幼児課 各施設 ※	保護者	幼児課 各施設	私学助成のある私立幼稚園に入園される場合、提出してください。
	子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）		保護者	幼児課 各施設	認可外保育施設・預かり保育・一時預かり保育・ファミリーサポートセンターを利用される方で、無償化の対象となる場合、提出してください。
保育の必要性を証明する書類 ★入所申請時 ★保育を必要とする事由を変更するとき	就労証明書	幼児課 各施設 ※	●お勤めの場合：勤務先 ●自営業等の場合： 保護者が記入のうえ確定申告書の写しなどの営業実態を確認できる書類を添付 ※確定申告書の写しは提出時点で最新年分とし、税務署への提出が確認できるもの ただし、開業届後の期間について、最初の確定申告時期が未到来等の場合は税務署への提出が確認できる開業届の写しなどの営業実態を確認できる書類を添付	幼児課 各施設	育児休業の期間、復帰予定日が明記された就労証明書にて育児休業の要件の申請にも利用できます。
	内定通知	内定先		幼児課 各施設	－
	親子（母子）健康手帳の写し	－	－	幼児課 各施設	以下のページの写しを提出してください。 ＜産前の場合＞ ・父母の氏名 ・分娩予定日欄 ＜産後の場合＞ ・父母の氏名 ・子の出生年月日
	求職活動をすることの誓約書	幼児課 各施設 ※	保護者	幼児課 各施設	
	診断書（疾病・障害）		－	幼児課 各施設	市様式での提出が難しい場合、保育の必要性および保育の必要な期間が確認できる診断書であれば受付可能です。
	診断書（介護・看護）		－	幼児課 各施設	
	就学証明書	就学先 ※	就学先	幼児課 各施設	１ヶ月の就学日数および１日の就学時間が確認できるもの。 証明書に上記内容の記載がない場合は、時間割等の書類を添付してください。
	保育士就労に関する誓約書	幼児課 各施設 ※	保護者	幼児課 各施設	市内の認可保育施設で就労（予定）の保育士等として、最優先で調整されることを希望される場合、提出してください。
	通勤時間・通学時間申告書		保護者	幼児課 各施設	保育標準時間の申請にあたり、月の就労時間と通勤・通学時間の合計が120時間に満たない場合、保育施設への送迎時間を含めた通勤・通学時間を申告する書類です。
★認定内容に変更が生じるとき	教育・保育給付認定申請内容変更届	幼児課 各施設 ※	保護者	幼児課 各施設	教育・保育給付認定を受けており、以下に該当する場合、提出してください。 **★氏名を変更する場合** **★世帯の構成員に変更がある場合**
	教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳		保護者	幼児課 各施設	教育・保育給付認定を受けており、以下に該当する場合、提出してください。 **★保育を必要とする事由を変更するとき** （就労⇔産前･産後、育休→就労、就労⇔求職　等） **★保育の希望時間を変更するとき** （短時間⇔標準時間） **★認定期間を変更するとき**
	施設等利用給付申請内容変更届	幼児課 各施設 ※	保護者	幼児課 各施設	施設等利用給付認定を受けており、以下に該当する場合、提出してください。 **★氏名を変更する場合** **★世帯の構成員に変更がある場合**
	施設等利用給付認定変更申請書		保護者	幼児課 各施設	施設等利用給付認定を受けており、以下に該当する場合、提出してください。 **★保育を必要とする事由を変更するとき** （就労⇔産前･産後、育休→就労、就労⇔求職　等） **★認定期間を変更するとき**
入所決定後（口座振替）	草津市幼稚園・保育所等利用者負担額等口座振替依頼書（３枚綴り）	幼児課 各施設	保護者	各金融機関	口座振替取扱い金融機関：滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、レーク滋賀農業協同組合、ゆうちょ銀行 **★氏名変更等により口座名義を変更する際には、再度手続きをしてください。** **★口座情報は、一度登録すると申し出がない限り削除しません。**
入所決定後（利用者負担額の決定に必要な書類）	①市町村民税課税証明書 （または非課税証明書）	1月1日時点の住所地の自治体	－	幼児課 各施設	**利用者負担額の算定のためマイナンバーを用いて情報連携を行いますが、各年度1月1日時点で草津市に住民登録がなく、住民税の申告ができていない方（配偶者控除の被扶養者も同様）は、①～③のいずれかを提出してください。** **なお、証明書は各年度1月1日時点の住所地で発行されます。** ４～８月分の利用者負担額決定：前年度の証明書 ９～３月分の利用者負担額決定：今年度の証明書
	②市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（会社員・公務員など勤務先で市民税全額を給与から差し引かれている方）	勤務先	－	幼児課 各施設	
	③市民税・県民税納税通知書 （個人で納税されている方）	1月1日時点の住所地の自治体	－	幼児課 各施設	
	在園証明書	各施設	－	幼児課 各施設	兄･姉が私立幼稚園等を利用している場合、提出してください。
その他	退所（園）届・保育の実施解除届	幼児課 各施設 ※	保護者	幼児課 各施設	利用施設の退所（園）を希望される場合、提出してください。
	転所（園）申請書		保護者	幼児課 各施設	利用施設からの転所（園）を希望される場合、提出してください。
	入所申込内容変更届	幼児課	保護者	幼児課 各施設	入所申込後、申込内容の変更があった場合、提出してください。

「取得・発行」欄に（※）のある各提出様式は、市ホームページからも取得いただけます。

草津市　幼児課　入所・入園係

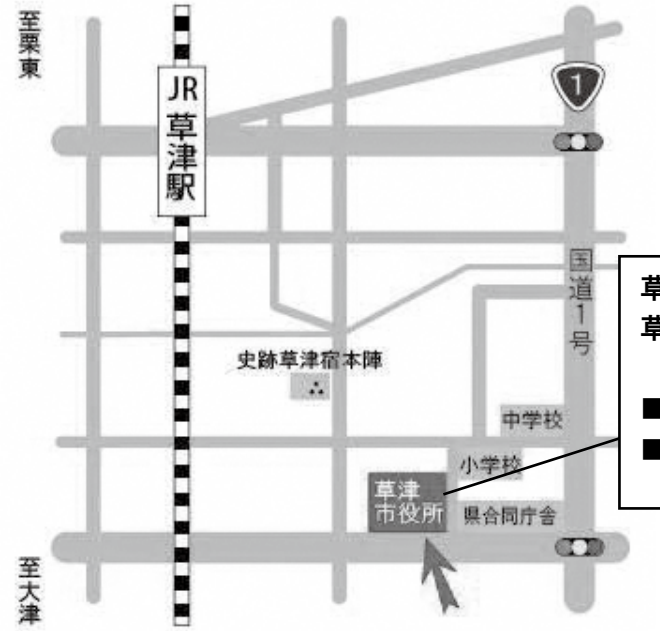

草津市草津三丁目13－30
草津市役所隣　さわやか保健センター2階

■徒歩：JR草津駅東口より、徒歩 15 分
■車：国道１号「草津三」交差点を西に向かってすぐ

TEL：077－561－2365（平日 9:00～16:45）
yoji@city.kusatsu.lg.jp

令和７年９月発行